

支 払 伝 票

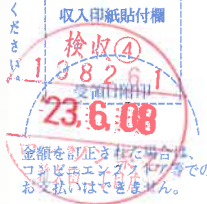
令和 5 年 6 月 8 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	9
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 6 月 8 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 6 月 8 日		
支 払 金 額	4,604 円		
支 払 先	株式会社アイコム		
使 途 内 容	文房具代 4,604 円		
備 考	1/2について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☒ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費
払込受領書  (コンビニエンスストア等お支払用) 払込人氏名 桑名市議会 会派絆 お問い合わせ番号 89914418 金額 ¥9209 内消費税等 (837) 受取人 SMBCファイナンスサービス㈱ アスクル担当販売店 株式会社アイコム 受領印 コンビニエンスストア等収納用 収入印紙貼付欄  金額を訂正された場合は、コンビニエンスストア等での お支払いはできません。 (お客様控)					
領 収 書 等 添付合計金額	9209 円 (内、政務活動費充当額 4,604 円)				

アスクルご請求書

2023年05月31日締切分

511-8601
三重県桑名市
中央町2-37
桑名市役所内

桑名市議会 会派絆

様

C2 512750 00002/00002 89914418 U AB

00774100 C15-U1



お問い合わせ番号 89914418

アスクル担当販売店

登録番号 T1020001005813

株式会社アイコム

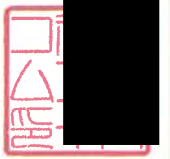
アフィリエイト係(2)

神奈川県横浜市港南区

上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー23F

455962 928



TEL: 0594-24-1304

FAX:

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

TEL: 045-848-2155

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

9,209円

うち消費税等(

837円)

お支払い日 ▶ 2023年06月15日

お支払い方法 ▶ 郵便/コンビニ支払

対象期間	2023/05/01 ~ 2023/05/31
当月お買い上げ金額	9,209円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
05/19 68666183					
017-625 アスクル ふせん 貼ってはがせるオフィスのノート・キューブタ	2	978	1,956		10.0 *
017-661 アスクル 貼ってはがせるオフィスのふせん・キューブタイプ 7	2	880	1,760		10.0 *
308-696 ニチパン ポイントメモ 再生紙 業務用パック 45×7.5m	1	795	795		10.0 *
125-1909 リサイクルコピーペーパーR70 白色度80% A4 1箱(5	1	4,698	4,698		10.0 *
		小計	9,209	桑名市議会 会派絆様ご発注分	

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。➡

支 払 伝 票

令和 5 年 6 月 8 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	10
支 払 項 目	広報・広聴費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 6 月 8 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 6 月 8 日		
支 払 金 額	468,024 円		
支 払 先	株式会社アサプリ		
使 途 内 容	会派だより印刷代・折込代 468,024 円		
備 考	印刷代298,188円、折込料169,616円、振込手数料220円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☒ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

百五キャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
このご利用明細票は必ずお持ち帰りいただきますように
お願い申し上げます。

取 扱 日	5- 6- 8 I	取 扱 店	101	機 番	84	取 引 通 番	4556
銀行番号	支店番号	口座番号		通帳 番号			
0155	0101						
お取引内容				お取引金額 円			
振 込				467,804			
お取扱できないとき				お取引後残高 円			
お取引時刻				ご利用手数料 円			
14:41				220			

お振込明細またはご案内

百五銀行
桑名支店
普通
カ.アサフ^oリ
クワナシギカイ
お電話
照会番号

様
カイハ キズナ 様
080-4306-0318
000-10093

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

☒ 百五銀行

領 収 書 等 添付合計金額	468,024 円 (内、政務活動費充当額 468,024 円)
-------------------	----------------------------------

桑名市中央町二丁目37番地

御請求書

1/1



株式会社 アサブリ

登録番号:T2190001013443

代金のお振込みは

百五銀行	桑名支店	普通
三菱UFJ銀行	桑名支店	当座
桑名三重信用金庫	本店營業部	普通

三、

前月ご請求額	前回分ご入金額	前回分残額
0	0	0

当月お買上額(税込)	内消費税額
467,804	(42,528)

内訳: ■10% 467,804

■ 10% 42,528

請求残高	467,804
------	---------

[illegible]

市民と心の“きずな”をつなぐ会

桑名市議会 会派

絆 だより

vol.8

発行日/2023.5.18

発行

桑名市議会 会派絆

中央町2丁目37番地

TEL.0594-24-1308



〈会派絆のメンバー〉

太田 誠

倉田 明子

南澤 幸美

森下 幸泰

柴田 理恵

「令和5年度 桑名市の注目すべき事業」

桑名市人口減少対策パッケージ

日本各地において課題となっている人口減少の波は、本市にも押し寄せてきており、令和4年2月には本市の総人口は14万人を下回る事態となり、早急に対策を講じていくという決意のもと「桑名市人口減少対策パッケージ」が打ち出されました。

桑名市人口減少対策パッケージ “14万” リバウンドプラン

フェーズ1 流入促進	「生産年齢人口」の外部からの流入を促進する R5当初 ●移住・定住促進事業 ●桑名駅人口集積促進事業 ●桑名ファンクラブ拡大事業 など	令和5年度 対策拡充
フェーズ2 定着環境 整備	「生産年齢人口」が子育てしやすい環境を整える R5当初 ●桑名市版子ども応援手当(児童手当拡大対応) ●子ども医療費の拡充 ●送る桑名子育てリフレッシュ事業など	令和5年度 対策拡充
フェーズ3 流出抑制 等	今の子ども・若者の考えや気持ちに寄り添った施策を実施し 将来の「生産年齢人口」を獲得・確保する R5当初 ●出会い・結婚支援事業 ●若者共創社会実現事業	令和5年度 事業開始

行財政改革の成果(財政好転)を活かし、機動的な財政出動を行うと共に大胆な一手を打つ!

多度地区小中一貫校建設 本格開始!



※イメージパースは提案時のものであり、変更する場合があります。

令和8年の開校に向け、多度地区小中一貫校「多度学園」の建設が本格的に開始されます。

現在桑名市の小中学校は、少子化に伴う児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化、小学校から中学校への分散進学など、様々な課題を抱えています。

これらへの課題解決に向け、本年度から令和7年度にかけて小中学校再編計画を策定していきます。

この再編計画に先駆けて、多度地区内の4つの小学校と1つの中学校を統合し、施設一体型小中一貫校「多度学園」を開校します。

教育の分野でも進んでいるDXや生徒数の変化、これからの時代に求められる新しい教育に対応した充実した教育施設をめざします。

消防庁舎等再編整備事業

南海トラフ巨大地震における桑名市の津波被害想定において、現在の消防本部庁舎付近は津波浸水地域に指定されており、災害拠点施設となる消防本部の高台移転が必要となりました。

このため消防本部や大山田分署とともに、大山田地区市民センターや大山田まちづくり拠点施設などを一体とする複合施設を整備し、また、同じエリア内に消防団詰所や防災広場、立体駐車場を整備する消防庁舎等再編整備事業が動きだします。

とりわけ今年度は、設計業務のほか立体駐車場の整備を行い、大山田地区市民センター及び大山田まちづくり拠点施設の解体に着手して、令和6年度末の完成をめざします。



※イメージパースは、提案時のものであり、変更する場合があります。

⇒ 会派 絆 では、これらの事業の進捗を見守るとともに、しっかりと議論してまいります。⇐



ご挨拶

会派「絆」会長
倉田 明子

会派「絆」は新人議員も加わり、新しく生まれ変わりました。
新たな力と共に、より強固な絆を結び、地域に根差した活動を基に培ってきた経験を
活かし、もっと深く、幅広く皆さまのお声をお聴きすることができる会派となりました。
今後も、市民の皆さまに選ばれた責任を忘れることなく、市政のチェック機能を果た
すとともに、諸課題に対し我々5人が持つ力を結集し、議論を重ね、皆さまからいた
いたお声をしっかりと市政に届け、かたちにしていこう努めてまいります。
今後とも、桑名市の発展に向け取り組んで参りますので、ご支援ご協力のほどよろし
くお願い申し上げます。



「絆だより」は政務活動費によって発行しています。



みなみ ゆき
南澤 幸美

議員の思い
安全で安心なまちづくりを目指して、
良識と誠意、情熱と意欲を持って行動し、
住民一人ひとりの声を大切に市政に反映します。

■新たな風とともに、市民の皆様のために

第21代議長に就任

令和4年11月に施行されました市議会議員選挙後、初めての議会において議員各位のご支援を賜り、伝統ある「桑名市議会」の第21代議長として就任いたしました。その重責に身の引きしる思いです。そこで議長として、まずは、市議会の円滑な運営に努めて参りたいと考えております。また、さらなる議会改革を進めて参りたいとも考えております。今期、会派「絆」は所属議員を新たに5人でスタートいたしました。市長以下職員とともに、様々な課題を乗り越えていかなければならないと決意いたしましたところ です。

さて、5月の連休明けから、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが「5類」に移行されました。感染拡大という未曾有の危機からようやく抜け出すことができるという期待感がございますが、3年にも及んだ経済活動の停滞や、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する物価高騰など、課題は山積しています。可決しました令和5年度予算には市の抱える課題に対する対策が盛り込まれています。市民の皆様のご日常が一日も早く取り戻せますよう市議会一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

■「住みたい」「住み続けたい」まち『桑名』を目指して!

Q 市の目指す「稼ぐ」視点とは?

A これまで本市の行財政改革は、既存事業の見直し、公民連携の活用、公共施設の維持管理経費の削減、公共施設マネジメントの推進など、歳出面の見直しや削減といった「削る改革」がメインでした。これらに取り組んだことで、財政は健全化の方向に向かって進んでいますが、今後、社会保障関係経費の増加、公共施設やインフラの老朽化、災害リスクの高まり、原油価格や物価の高騰など、財政需要が増大していくことや、生産年齢人口の減少に伴う市税収入をはじめとする自主財源が減少することが予想されます。そのため、歳入抑制中心の「削る改革」から、企業誘致の推進や、人口減少対策をはじめとした持続可能なまちづくりに向けた積極的な投資を行うなど、歳入確保を目指す「稼ぐ改革」へ転換を進めています。

Q 市の目指す「ゼロカーボンシティ」とは?

A 現在PPAという公民連携手法を活用した公共施設への太陽光発電設備等の設置を進めています。また、多度山上公園への循環式トイレの設置、食品ロスマッチングサービス「のこさずくわんbyタベスケ」やペットボトルの水平リサイクルの実施、太陽光発電設備や蓄電池の共同購入事業も行い、脱炭素社会に向け、できるところから着実に取り組みを進めています。今後は、EV車のカーシェアリングサービスや、GXの視点で環境と経済の好循環を生み出す社会の実現に向けた取り組みの検討を積極的に進めていきます。



倉田明子の
日々の活動は
こちらから



くらいち あきこ
倉田 明子

議員の思い
皆さまの声を聴き、大人も、子どもも、
お年寄りも、すべての人の笑顔が輝く
まち桑名を目指していきます。



おた まこと
太田 誠

議員の思い
桑名の未来のため、これまでの
行政経験を活かして、みなさんの想いを
市政に反映させるべく取り組みます。

■あなたの想いに応える一般質問

スポーツ施設の管理とトイレの設置

Q 長島運動公園の野球場、サッカー場の砂埃対策や除草などの維持管理と男女別専用トイレや手洗い場の設置について問う。

A 施設の維持管理については、水揚げがよく砂埃が舞いにくい砂を定期的に入れするなど、今後も管理事業者と協議をしていきます。男女別トイレと手洗い場の設置は、河川敷の仮設トイレとして男女別表記などで対応し、手洗い場については改善策を検討していきます。

市民満足度の高い公共交通に向けて

Q 長島から国道1号、23号を経由した、Kバスの市役所への直接乗り入れの見通しは?

A 令和2年の路線見直しによる長島への延伸は、Kバスの利便性に課題を残しています。少子高齢化が益々進展する中で、市民の皆様が移動に困らないまちをめざすため、必要な公共交通施策を講じていくことは行政の責務であり重点的に取り組んでいます。公共交通の充実には経費の増大が課題であります。

県営事業で造られた施設の維持管理

Q せせらぎ水路の水の学習広場や長島川遊歩道の木柵の維持管理について問う。

A 水の学習広場は、維持管理の質が低下している状況ですが、地元の状況も勘案しながら、維持管理に努めていきます。また、長島川遊歩道の木柵は、経年劣化により木柵の破損箇所が生じています。これらの施設は、適正な維持管理に努め長寿命化を図っていきます。

■就学前教育について

Q 今の時代を生きていく力、その基礎となるのが自己効力感・自己肯定感であり、その力を育むのがこれからの学校の存在意義であり、また、適切なアタッチメントについて家庭への教育が必要だと考えます。また、大人たちがちゃんと見守ってくれている、自分たちを認め、応援してくれていると感じられるまちにしていかなければなりません。0歳から18歳まで、一貫したビジョンをもってまち全体で子どもを育てていく必要がありますが、市として子育てのビジョンを策定する予定はありますか?

A 幼少期に、保護者を含めた周囲の大人が適切に関わりを持ち、アタッチメントを育むことで自己肯定感を高めることは重要だと認識しています。また、乳幼児期から失敗を恐れず自信を持って挑戦する気持ちや、自分の能力を信じる気持ちを育むことは、学童期に必要な粘り強く取り組む力の基礎になると考えています。就学前教育の中でそのような基礎を作り、学童期へ繋いでいけるような仕組みづくりは非常に大切なことだと考えています。市としても子ども施策の一環の推進を図り、大人になるまで、切れ目なく支援できるような体制づくりに努めていく必要があると考えています。



森下ゆきやすの
日々の活動は
こちらから



もりした ゆきやす
森下 幸奏

議員の思い
子どもから高齢者まで、
安心して住み続けるために、
持続可能な桑名市を目指します。

■市民の皆さまの意見を反映した一般質問

桑名市待機児童0について

Q 待機児童数のカウント方法は?

A 他に利用可能な保育所等がありますが、特定の保育所等を希望する場合は、待機児童0の定義から除外され、待機児童にカウントされないものとなっています。

Q 待機児童0の中に含まれない隠れ待機児童への対応は?

A 一時預かりサービスの紹介、また年度途中の入所については前月にホームページで入所情報を公表。市の待機児童対策は、公立では利用定員の見直し、私立では低年齢児の受け入れ補助金など、受け入れの確保に努めています。

北勢線の今後について

Q 桑名市が考える北勢線の今後の展望は?

A 地域の移動手段を将来に渡り確保していくことは重要と考えています。引き続き、北勢線事業運営協議会において、他地域の事例や国の動向も注視しながら慎重に議論を重ねていきます。

Q 北勢線事業運営協議会で聞けなかった「桑名市の意向」をお聞きしたいのですが。

A 北勢線の現状分析や設備更新も含めた収支計画など客観的な事実を調査する必要があると考えています。今後については、桑名市だけで判断せず、沿線市町と慎重に議論していきます。

防災対策における備蓄品の管理について

Q 備蓄品の定期的な入れ替え等の管理状況は?

A 年に1回程度、職員が資材の動作確認等、備蓄品の確認を実施しています。食料においては、ローリングストック法を取り入れて、定期的に入れ替えができるようにしています。



柴田理恵の
日々の活動は
こちらから



shibatari.com



しばた りえ
柴田 理恵

議員の思い
教師や百貨店勤務の経験を活かし、皆さまとともに、
未来明るい希望溢れた桑名市を目指します。
誇り高き桑名市へ向かって!!

支 払 伝 票

令和 5 年 6 月 8 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	11
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 4 月 20 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 4 月 20 日		
支 払 金 額	60,830 円		
支 払 先	イマジン出版株式会社		
使 途 内 容	D-file年間購読料 60,830 円		
備 考	振込手数料770円を含む		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☒ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

5年4月20日

振替用

お振込先 みずほ 貯金種目 普通 2:当座 4:貯蓄 9:その他	農協 信金 信用 信組 銀行 協同	江戸川橋支店(所)	金額 十億 百万 千 円 7 600 060
お取人 おなまえ フリガナ イマジン出版株式会社 おなまえ イマジン出版株式会社 おなまえ 伊勢市議会 会計課 様 おなまえ 伊勢市議会 会計課 様 〒511-8601 (0594) 24-1304 桑名市中央町2-37	起算日・指定日 月 日 手数料徴収区分 1:即納 2:後納 9:不要 770		

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

三重北農業協同組合桑名支店

JAバンク

帳票番号ZJS-KW0111 2/3 2019-11 F

領収書等 添付合計金額	60,830 円 (内、政務活動費充当額 60,830 円)
----------------	--------------------------------

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

支 払 伝 票

令和 5 年 6 月 12 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	12
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 6 月 12 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 6 月 12 日		
支 払 金 額	330 円		
支 払 先	ザ・100YENPLAZAダイソーアンドアオヤマ桑名店		
使 途 内 容	文具代 330 円		
備 考	1/2について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 要請・陳情費	

松本市議会会派 絆
柴田 理恵 様

No. 00000755-7358-3765
2023年06月12日
[担当: 755]

¥880-

(うち、消費税等 80円)

¥550円

但し、
売上レシートNo.: 3765

として上記正に領収いたしました

ザ・100YEN PLAZA ダイソーアンドアオヤマ桑名店
0594-27-5845

＜令和4年改正月細＞
2023年06月12日(月) 18:48
レシートNo.: 0001 買: 755
厚紙面白色 A3 用4枚入 ¥110内
PPシート乳白色両面つや ¥220内
(@110 × 2個)
発泡なんでも板 A2 ¥220内
(@110 × 2個)
小計 ¥880
(10%内税対象額 ¥880)
(10%内税額 ¥80)
合計 ¥880
お預り合計 ¥1,080
お釣り ¥200

松本市議会会派 絆
柴田 理恵 様

No. 00000476-7387-4874
2023年06月14日
[担当: 311476]

¥440-

(うち、消費税等 40円)

¥110円

但し、
売上レシートNo.: 4874

として上記正に領収いたしました

(うち、クレジット等 440円を含む)

ザ・100YEN PLAZA ダイソーアンドアオヤマ桑名店
0594-27-5845

＜令和4年改正月細＞
2023年06月14日(水) 18:41
レシートNo.: 0001 買: 311476
OPPテープ (50mm × ¥110内
4点 ¥440
(10%内税対象額 ¥440)
(10%内税額 ¥40)
小計 ¥440
(10%内税対象額 ¥440)
(10%内税額 ¥40)
合計 ¥440
お預り合計 ¥0

領収書等
添付合計金額

1,320

円 (内、政務活動費充当額

330

円)

支 払 伝 票

令和 5 年 6 月 19 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	13
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 6 月 19 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 6 月 19 日		
支 払 金 額	4,900 円		
支 払 先	桑名東部専売所 川口新聞店		
使 途 内 容	日経新聞6月分購読料 4,900 円		
備 考 0			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☒ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

領 収 証

市役所

桑名市議会 絆 様

銘柄名(*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*日経朝刊のみ	1	4,900	

2023年 6月分

お問合せNo. 1208

(21) 145.00集金

(8%対象 4,900 税 363)

(10%対象 0 税 0)

合 計 金 額
4,900 円

新聞代は、郵便局・百五・第三・大垣・桑信
UFJ・愛知・クレジットのお引落しが便利です

桑名東部専売所
川口新聞店 川口大輔
〒511-0836
桑名市大字江場453-3
TEL 0594-41-2172

(証券No. 16-2023/06/19 12:30:50)

請 求 書

作成:2023/06/19
2023年06月分
お問合せNo. 1208

〒511-0068 桑名市 ご住所 中央町 市役所	2-37			
お名前	桑名市議会 絆 様			
銘 柄 名	部数	単 価	金 額	備 考
*日経朝刊のみ	1	4,900	4,900	

*は軽減税率対象
ご請求金額 4,900円 (8%対象 4,900円 消費税 363円)
(10%対象 0円 消費税 0円)

(振込先) 愛知銀行 桑名支店 普通
三十三銀行 桑名支店 普通
百五銀行 桑名支店 普通
大垣共立銀行 桑名支店 普通
桑名三重信用金庫 本店営業部 普通

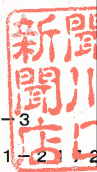
桑名東部専売所

川口新聞店 川口大輔

〒511-0836

桑名市大字江場453-3

TEL 0594-41-2222



支 払 伝 票

令和 5 年 7 月 18 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	14
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 7 月 18 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 7 月 18 日		
支 払 金 額	4,800 円		
支 払 先	桑名東部専売所 川口新聞店		
使 途 内 容	日経新聞7月分購読料 4,800 円		
備 考 0			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☒ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費


領 収 証

2023年 7月分

市役所 **桑名市議会 絆 様**

お問合せNo. 1208
 (21) 145.00 集金
 (8%対象 4,800 税 356)
 (10%対象 0 税 0)

銘柄名(*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*日経朝刊のみ	1	4,800	

合計金額 **4,800** 円

新聞代は、郵便局・百五・第三・大垣・桑信
 UFJ・愛知・クレジットのお引落しが便利です

桑名東部専売所
 川口新聞店 川口大輔
 〒511-0836
 桑名市大字江場453-3
 TEL 0594-41-2172

(証券No. 15-2023/07/18 13:06:24)

領 収 書 等 添付合計金額	4,800 円 (内、政務活動費充当額 4,800 円)
-------------------	------------------------------

請 求 書

作成:2023/07/15
2023年07月分
お問合せNo. 1208

〒511-0068 桑名市 ご住所 中央町 市役所	2-37			
お名前	桑名市議会 絆 様			
銘 柄 名	部数	単 価	金 額	備 考
*日経朝刊のみ	1	4,800	4,800	

*は軽減税率対象
ご請求金額 4,800 円 (8%対象 4,800円 消費税 356円)
(10%対象 0円 消費税 0円)

(振込先) 愛知銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
三十三銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
百五銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
大垣共立銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
桑名三重信用金庫 本店営業部 普通 [REDACTED]

桑名東部専売所

川口新聞店 川口大輔

〒511-0836

桑名市大字江場453-3

TEL 0594-41-2172



支 払 伝 票

令和 5 年 8 月 1 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	15
支 払 項 目	調査研究費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 8 月 1 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 8 月 1 日		
支 払 金 額	57,812 円		
支 払 先	JR他		
使 途 内 容	公会計研究所主催「自治体財政研究会」への参加 57,812 円		
備 考	交通費 23,400円 参加費 20,000円 宿泊費(朝食含む) 12,412円 夕食代 2,000円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号	
支出科目	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情費



東京メトロ

領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥180※

上記金額を領収いたしました。

※ 課税10%対象

ご利用日付 2023年08月02日
時刻 17時34分伝票番号: 33419
東京地下鉄株式会社
登録番号: T4010501022810
桑地駅 券O3発行駅-No 51308070 領収書-No 18
窓口-No 101

領収書

青下 様

金額 ￥23,040円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2023年 8月 1日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務署承認済

桑名駅

現金出納社員



領収書

No.00031767 精-02

2023/08/01 21:24

[チェックイン]

部屋番号

911

ご滞在期間

2023/08/01~2023/08/02

ご利用日

2023/08/01

もりした ゆきやす

様

ご請求額

12,412円

ご入金額

15,000円

おつり

2,588円

※上記金額には消費税が含まれております。
ごゆっくりお過ごしください。

H.I.S.ホテルホールディングス 株式会社

〒105-6905

東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー5階

取扱いホテル

変なホテル東京 銀座

TEL: 03-3547-2500

印紙税申告納

付につき芝

税務署承認済

詳細は客室テレビインフォメーションをご覧ください。



東京メトロ

領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥180※

上記金額を領収いたしました。

※ 課税10%対象

ご利用日付 2023年08月01日
時刻 14時31分伝票番号: 11759
東京地下鉄株式会社
登録番号: T4010501022810
日比谷駅 券O2発行領収書等
添付合計金額

35812 円 (内、政務活動費充当額 35812 円)

SideBooks Cloud [ロゲイブ]

名古屋市公式ホームページ

【議会】お弁当文刀オ-ム

全國職業技術師公會

【議案】市政の概要

XMF Remote

2023/08/01 (火) **！検索日が過去です**

12.27 発 → 15.25 着 総額 11,700円 (切符利用)

所要時間 2時間58分 乗車時間 2時間18分

乗換3回

距離 392.0km

My Little My Little

印刷 テキスト Googleカレンダー Yahoo!カレンダー

経路名	乗車位置	運賃	指定席/料金	距離
名古屋	前・後	6,600円	時刻表 構内図 路線図 地図	23.8km
12:27-13:01 34分	前・後	① 運賃・料金の2倍注意	時刻表 構内図 路線図 地図	23.8km
乗換6分 待ち13分	13番線着 14番線発	指定席 4,920円	時刻表 構内図 路線図 地図	366.0km
13:20-14:57 97分	中央	指定席 4,920円	時刻表 構内図 路線図 地図	366.0km
乗換8分 待ち3分	14番線着 5番線発	指定席 4,920円	時刻表 構内図 路線図 地図	366.0km
15:08-15:10 2分	3号車	↓	時刻表 構内図 路線図 地図	0.8km
乗換7分 待ち3分	3番線着 2番線発	時刻表 構内図 路線図 地図	クーポン	2.7km
15:20-15:25 5分	1・7号車	180円	時刻表 構内図 路線図 地図	1.4km
〇 築地	2番線着		時刻表 構内図 路線図 地図	2.7km

便利な機能使ってみませんか？乗換案内PREMIUM Amazonで販売中！

6 違う便を比較検索 条件変更

便利な機能使ってみませんか？乗換案内PREMIUM Amazonで販売中！

書の便を比較検討

条件変更

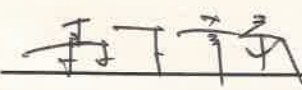
入力用キー







領収書等貼付用紙

整理番号	
支出科目	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情費
領 収 証  様 ¥20,000.- 但し 自治体財政研究会参加費として 令和 5 年 A 月 / 日 上記正に領収いたしました。 〒104-0045 東京都中央区築地2-15-15-515 自治体財政研究会 会計 丸山 真留子	
領 収 書 等 添付合計金額	20,000 円 (内、政務活動費充当額 20,000 円)

活動実績旅費明細書

令和 5年 8月 1日

会 派 名 又は 議 員 名		絆				会派代表者 又は議員印					
参 加 者 氏 名		森下 幸泰				支 払 項 目		調査研究費			
						支 払 番 号		15			
場 所 (調 査 先)		築地あかつきコミュニティルーム (東京都中央区築地7丁目9-13)				会 計 帳 簿 記 入					
年 月 日		8/1 - 8/2				計 算 確 認 印					
概 算 額				精 算 額				差 引 額			
0 円				23,400 円				23,400 円			
月 日	乗 車 駅 名	時刻	路 線 ・ 列 車 名	降 車 駅 名	時刻	キロ数	乗車賃	特急・急行券 座 指	普通	日 当	宿 泊
8/1 (火)	桑 名		JR関西線	名 古 屋		23.8	6,600				
	名 古 屋		新幹線	東 京		366.0		4,920			
	東 京		JR山手線	有 楽 町		0.8					
	有 楽 町		東京メトロ	築 地		1.4	180				
8/2 (木)	築 地		東京メトロ	有 楽 町		1.4	180				
	有 楽 町		JR山手線	東 京		0.8	6,600				
	東 京		新幹線	名 古 屋		366.0		4,920			
	名 古 屋		JR関西線	桑 名		23.8					
概 算 額								0	0	0	0
精 算 額						23,400	13,560	9,840	0	0	0
過不足の理由											
備 考											

調査研究・研修活動実績報告書

令和 5 年 8 月 1 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者印 又 は 議 員 印	
年 月 日	令和 5 年 8 月 1 日 (火) 1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 2 0 令和 5 年 8 月 2 日 (水) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0		
参 加 者 氏 名	森下 幸泰		
場 所 (調 査 先)	築地あかつきコミュニティルーム (東京都中央区築地7丁目9-13)		
調 査 ・ 研 修 先 説 明 者	別紙		
目 的 ・ 内 容	自治体財政研究会参加のため		
成 果 ・ 所 感	別紙		

※成果・所感は別途報告様式に替えることもできる。

子供に
ツケを
まわさない!

再開します!!

「自治体財政研究会」のご案内

自治体財政研究会は2007年11月の東京開催を皮切りに神戸・札幌・仙台・静岡・名古屋・京都・福岡・鹿児島・網走など全国各地での開催を含めご好評のもと53回を数えます。

国でも地方でも財政問題が先送りされる中、ますます自治体、とりわけ地方議会の役割が注目される時代になりました。地方自治法が制定されて今年で77年になります。一時期は機能していた「中央集権システム」も制度疲労が生じてきています。「地方自治とはなにか?」と改めて見つめ直す時がきているのではないのでしょうか。「政府の下請け」から「真の住民自治」へ。「市民に見える公会計」「豊かな官民連携」「人口減少を見据えた自治体運営」など、これからの自治体のあり方を考える機会になれば幸いです。

そもそも論から解決策まで実践豊富な講師と共に学んでいこうではありませんか。
万障お繰り合わせの上、奮ってのご参加をお待ちしております。

公会計研究所 代表
千葉商科大学大学院教授

吉田 寛

日時：2023年8月1日(火) 10:00~16:20

(希望者のみの「講師との意見交換会」は17:00~)

8月2日(水) 9:00~17:00



▶会場/築地あかつきコミュニティルーム

▶対象/主に地方自治体議員と首長及びその候補者、
自治体財政に関心のある方、公認会計士、
税理士、公務員など

▶定員/35名程度(先着順になります。)

▶登録料/20,000円

▶講師との意見交換会参加費/5,000円

▶登録料の参加費は当日受付にてお支払いください。

《会場へのアクセス》

東京メトロ日比谷線「築地駅」より徒歩7分

《住所》

東京都中央区築地7-9-13築地あかつき住宅1階

主催



公会計研究所
pen the taxpayer's eye

事務局・お問い合わせ連絡先



日本税制改革協議会
東京都中央区築地2-15-15-515
TEL 03-6264-2980
E-mail info@jtr.gr.jp

「自治体財政研究会」のご案内



吉田 寛

公会計研究所 代表／自由経済研究所 代表
千葉商科大学大学院教授
博士（政策研究）
公認会計士/税理士
○著書
『住民のための自治体バランスシート』
（学陽書房）
『公会計の理論』（東洋経済新報社）
※第32回公認会計士協会学術賞受賞
『環境会計の理論』（東洋経済新報社）など
栃木県大田原市において『市長の貸借対照表と
市民の貸借対照表』『成果報告書』を作成



福嶋 浩彦

市議会議員を経て、38歳で我孫子市長に就任。
市民自治を理念とした自治体改革を進め、
全国から注目された。3期12年で退任後は、
中央学院大学教授、東京財団上席研究員。行政刷新
会議の事業仕分けでは、民間仕分け人を務めた。
2010年からは消費者庁長官。東日本大震災の
原発事故のもと、自治体と連携し食品の安全確保に
取り組む。
2012年に2年間の任期を終え大学に復帰。

○著書

『最先端の自治がまちを変える～人口減少社会への24の提言～』（朝日新聞）
『市民自治』（ディスカヴァー・ポリティクス）
『公会計改革』（共著・日経新聞社）
『市民自治の可能性』（ぎょうせい）など



菅原 敏夫

元（公財）地方自治総合研究所研究員
自治体財政、自治体財務、自治体監査論専攻
国際公会計学会会員、地方自治研究学会理事

○著書

『スラスラわかる！自治体財政健全化法のしくみ』
（2007年12月、増補改訂版2008年2月、ぎょうせい）
『財政健全化法ハンドブック』東京都市町村自治調査会
（2009年）
『岩波講座自治体の構想 政策』
（共著、2002年3月、岩波書店）
『財政基盤の確立と会計制度』
（共著、2000年11月、東京法令出版）
『公会計・監査用語辞典』
（共著、2002年3月、ぎょうせい）等

8月1日(火)

9:30～	開場・受付開始
10:00～10:15	参加者ガイダンス
10:15～11:45	吉田 寛 子供にツケをまわさない！～この人でいいのか？～
11:45～13:00	昼食 （近隣の飲食店・コンビニ等をご利用ください。）
13:00～14:30	内山 優 グラスルーツが社会変革に果たす役割～日本変革のうねり～
14:50～16:20	福嶋 浩彦 コロナで見た自治体の課題～人口減少社会に向けて～
17:00～19:00	講師との意見交換会（近隣の飲食店を予定） ※参加ご希望の方は、事前にお申込ください。

8月2日(水)

9:00～	開場
9:20～10:50	K.サム田淵 公民連携による自治体経営への挑戦
11:10～12:40	菅原 敏夫 市民決算のための自治体財政分析
12:40～13:40	昼食 （近隣の飲食店・コンビニ等をご利用ください。）
13:40～15:10	野口 理佐子 地方財政にやさしい環境政策 ～子供にツケをまわす環境政策と子供に財団を残す環境政策～
15:30～17:00	吉田 寛 子供にツケをまわさない！～役所のバランスシートを読む。首長のバランスシートを作る～



K.サム田淵

東洋大学名誉教授（公民連携大学院・国際学部）
アジアPPP（公民連携）研究所顧問
グローバルイノベーションセンター客員
国連PPP専門家委員会常任理事
WAPPPアジア・パシフィック支部チェア
長大顧問、CEA顧問

野口 理佐子

人と自然の研究所
（有）カルティベイトカンパニー 代表取締役
（一財）C. W. ニコル・アフアの森財団専務理事
元・麻布大学 生命・環境科学部環境学科 非常勤講師
○雑誌寄稿
『地球からのメッセージ』地球の未来と環境問題を考える
『エバーブルー（No.5～No.17）』連載 他



内山 優

JTR日本税制改革協議会 設立者・会長
「水曜会」議長 中小企業経営者を経て現職。
1994年の米国保守革命の知見から「納税者によ
る、より自由な社会構築」のため日本版保
守革命の実現に向け日々活動している。米国
アトラス財団主催の「Templeton Freedom
Awards (2005/2006)」2年連続受賞。米国保
守革命の厚い支持を得ているシンクタンク「ヘリ
テイジ財団」が発行する「Policy Experts
2005～2006」に日本人として初めて掲載された。
○共著
英国シンクタンク Institute of Economic
Affairs が出版した「Taming Leviathan ~
Waging the War of Ideas Around the
World~」

【研修報告】

会派 絆

森下幸泰

<研修> 自治体財政研究会

<主催> 公会計研究所

<日時> 2023年8月1日～2日（1日は臨時議会のため途中より参加）

<場所> 築地あかつきコミュニティルーム

<研修内容>

① 子どもにツケをまわさない！～この人でいいのか～

講師：吉田寛（公会計研究所代表・千葉商科大学大学院教授）

公会計研究所は、主権が国民にあることを最重要視し、必要以上の税を集めるのは合法的強盗であると考え、1. 報告範囲決定の原則、2. 帰属主体別の原則、3. 有用性の原則、4. 保守主義の原則の4つの原則のもと、公会計の推進を図っている。

これらの原則に則って作成された成果報告書は以下のような効果が考えられる。

1. 透明性の向上: 成果報告書は、公共団体の業務内容や成果を明確にすることで、透明性を高めることができる。これにより、市民からの信頼を得ることができ、行政の質を向上させることが期待できる。

2. 責任の明確化: 成果報告書は、公共団体の業務内容や成果を明確にすることで、責任の所在を明確にすることができる。これにより、行政の責任を果たすことができ、市民からの信頼を得ることが期待できる。

3. 政策の改善: 成果報告書は、公共団体の業務内容や成果を明確にすることで、政策の改善につながる場合があります。成果報告書には、業務内容や成果に関する詳細な情報が含まれており、これを分析することで、政策の問題点や改善点を把握することができる。これにより、政策の改善につながり、市民の利益を守ることが期待できる。

4. 情報の共有化: 成果報告書は、公共団体の業務内容や成果を広く市民に共有することができ、これにより、市民が行政の業務内容や成果を理解し、参加することができるようになる。また、市民からのフィードバックを受け取ることができ、行政の質を向上させることが期待できる。

以上のように、公会計研究所の公会計原則や成果報告書には、公共団体の業務内容や成果を明確にすることで、透明性や責任の所在を明確にすることができ、政策の改善や市民参加の促進につながるという重要な役割がある。

また、公会計研究所では、税と社会保障負担料の国民所得に対する割合の一年間に対する応当日を「納税者の日」、政府支出を負担するために、一般的な労働者が何日働く必要があるかを

示す日を「子供の日」とし、両者とも年々負担が増え、令和4年度の納税者の日は6月19日、子供の日では7月27日となっている。これは経済的合理性を持つ最高税率の25%を大幅に上回っており、経済成長を促進し、政府の無駄遣いを減らすためにも減税が必要であるとしている。

② グラスルーツが社会変革に果たす役割～日本変革のうねり～

講師：内山優（日本税制改革研究会（JTR）代表）

日本国憲法前文には、政府の役割や国民の権利についての重要な記述がある。具体的には、国政は国民の厳粛な信託によるものであり、政府の権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者が行使するものであるとされ、政府は国民の福利を増進することを目的としており、国民が幸福を享受するために必要な権利や自由を保障することが求められている。政府が国民に与える「福利」とは、幸福や利益を指しているが、国民の価値観は多様であり政府が一元的に与えることはできないため、政府には国民を不幸にしたり、不利益を与えたりしないようにすることが求められている。

日本では戦後一貫してケインズ学派の考え方を採用してきたが、ケインズ学派の考え方は計画経済であり、公共事業による財政出動で景気回復を促す政策をもたらし、それは政治家による選挙のためのバラマキと官僚組織の肥大化をもたらし、税収が増えないのに公共事業による投資が過剰に行われ、国債の発行が増加するなどの問題が生じたとする。

この政策に対する考え方として、健全な財政を望むなら「歳出削減」が必要であるとし、政府が景気を押し上げるためには、公共事業による投資だけでなく、民間投資の促進や税制改革など、多角的な対策が必要であり、ハイエクを中心とした自由主義経済が重要だとしている。

③ コロナで見た自治体の課題～人口減少社会に向けて～

講師：福嶋浩彦（元消費者庁長官、元我孫子市長）

人口減少社会において市民自治が重要な理由は、地域の質を高めるためには、地域の人々が自らの知恵で考えて創意工夫し、自らの責任で決定・実行していくしかないからであり、求められる質は地域によって全く違うため、地域に合わせた施策が必要である。自治体が国に依存することが多い中、市民自治による、市民のための地方自治が求められる。

また、市民参加を進化させるためには、有力団体の代表や公募だけでなく、無作為抽出などの方法で市民を参加させることが有効である。また、市民が対話し、知恵を出し合い、選択と創造をすることが重要である。さらに、市民が自分たちのこととして捉え、自分ごと化することで、市民参加を進化させることができる。

さらに、市民自治による効果として、見直し可能な柔軟な社会決定が挙げられる。市民自治とは、地域の人々が自らの知恵で考えて創意工夫し、自らの責任で決定・実行していくことであり、このようなプロセスによって、地域の人々が自らの意見を出し合い、議論を重ねることで、より多様な

視点から問題を捉えることができる。そのため、決定された施策は、地域の人々が共有し、支持することができ、また、市民自治によって決定された施策は、地域の状況に応じて柔軟に見直すことができるため、変化する社会環境に対応することができる。このように、市民自治によって決定された施策は、地域の人々が共有し、支持することができるだけでなく、柔軟に見直すことができるため、見直し可能な柔軟な社会決定となる。

また、福島氏は少子化対策としての子育て支援施策に対しても次のように警鐘を鳴らしている。子育て支援が少子化対策ではない理由は、出生数の減少に直接的な影響を与えないからである。子育て支援は、子育てをする親たちが子育てをしやすい環境を整えることで、子育てに対する負担を軽減することが目的だが、出生数の減少は、経済的な理由や社会的な価値観の変化など、様々な要因が絡み合っているため、単一の政策で解決することは難しい。また、子育て支援を少子化対策と結びつける危険性は、女性が社会的な役割を果たすことを前提としていることにある。つまり、女性が子育てをすることが当たり前であるという価値観が根底にあるため、女性が社会的な役割を果たすためには、子育て支援が必要であるという考え方が生まれる。しかし、女性が社会的な役割を果たすことは、女性自身の意思によって決定されるべきものであり、子育て支援があるからこそ、女性が子育てをすることが当たり前であるという価値観を強化することになる。そのため、子育て支援を少子化対策と結びつけることは、女性の社会的な役割を制限することにつながる可能性があり、ジェンダー平等を考慮した政策が必要である。

④ 公民連携による自治体経営への挑戦

講師：サム田淵（東洋大学名誉教授、国連 PPP 専門家委員会常任理事 他）

日本の経済が低迷を続ける中、世界では東南アジア諸国の経済成長や中国の一帶一路政策など、世界は日々変化している。また、国や自治体財政が抱える問題として社会福祉額の増大と負債返済額の増大、さらに2つの高齢化（納税者の減少と公共施設の老朽化）の進行により、国・自治体の財政を更に圧迫している。

こういった現状を踏まえ、日本の自治体がすべきこととして、以下のような提言がされた。

- 独自の財政・運営を学び、これが持続可能か研究する。
- リーダーは危機感を持って動く。
- 首長・議会は世界を学び、自治体は税効率を考えたより向上した市民サービスを提供する。
- 時代に沿った自治体経営を考える(90年代ではない)。
- 世界で何が起きているか理解し、何ができるか考える。
- 国に頼らない自治体経営を考える。
- アメリカ、先進国から学ぶ姿勢を持つ。
- 改善のための日本の多くのしがらみを排除すること。

また、日本の自治体への提言として、世界を学び、日本の状況を知り、独自の自治体の実情を知ること、危機感を持つこと、今のままでは持続性はないことを知ること、変わらねばならないと自覚

すること、財政、市役所、市の施設等全体を考え、それらの本来のあり方を学ぶこと、独自でできないなら、プロに頼むこと、子供に借金を残さないことが挙げられた。

そしてプロによる経営のための手段として公民連携・PPP の重要性を主張された。公民連携は、地域住民や企業、NPO などの民間団体と自治体が協力して、地域の課題を解決し、地域の発展を促進することを目的とした取り組みであり、具体的には、地域住民や企業、NPO などが自治体と協力して、地域の課題を共有し、解決策を提案したり、実際に取り組んだりすることが挙げられる。また、自治体が地域住民や企業、NPO などと協力して、地域の施設やサービスを提供することもある。公民連携は、地域の課題を解決するために、自治体と民間団体が協力することで、地域の発展を促進することを目的としている。

現在の国・自治体財政は今のままでは持続可能ではない。持続可能にするためには公民連携が必要不可欠である。

⑤ 地方財政にやさしい環境政策

講師：野口理佐子 (C.W.ニコル・アフエンの森財団専務理事)

野口氏によると環境税で環境は守れない。ペナルティである環境税ではなく、インセンティブである「環境減税」、それを広めるためのコース・マーケティングが必要。

現在、生物多様性に対し4つの危機の構造がある。

・第1の危機：人間活動や開発による危機

人間の活動や開発によって、生物多様性が脅かされている。例えば、森林伐採や都市化によって生息地が失われたり、農薬や化学物質によって生物が死滅している。海岸や河岸の垂直護岸工事、圃場整備のためにコンクリートの水路を作ることで、生物の多様性が育まれるべき、陸と水の接点が失われている。日本ではいまだにコンクリートによる護岸工事や水路整備が行われているが、欧米では生物の多様性を守るために、コンクリートから自然な川への転換が行われている。

2. 第2の危機：生活様式、産業構造の変化など人間活動の縮小による危機

一方で、人間の活動が縮小することによっても、生物多様性が脅かされる。例えば、農業や林業の衰退によって、生息地が荒廃したり、外来種の侵入が進み、地域の生態系が破壊されることがある。

3. 第3の危機：外来種など人間によって持ち込まれたものによる危機

人間が意図的または偶発的に持ち込んだ外来種が、現地の生物相に影響を与える。外来種は、現地の生物と競争したり、捕食したり、病気を持ち込み、地域の生態系が破壊される。

4. 第4の危機：気候変動による危機

気候変動は、生物多様性にも大きな影響を与えている。気候変動によって、生息地が変化したり、生物の多様性、生態系の多様性、遺伝子の多様性環境が悪化する。また、気候変動によって生物の分布が変化したり、生物の生活サイクルが乱れたりすることがある。これらの影響は、生物の個体数や種の多様性に大きな影響を与える。

このようなさまざまな多様性・生態系を正しく理解し、それらを守るためにいかに税金を使うか、本当に税を創出することが正しいのか、子どもにツケをまわす環境政策ではなく、子どもに財産を残す環境政策を進めてほしい。

⑥ 市民決算のための自治体財政分析

講師：菅原敏夫(元地方自治総合研究所研究員)

「市民決算」とは、市民が自治体の決算書を読み解き、自治体の財政状況を把握することで、自治体の財政運営に対する理解を深め、市民が自治体の財政運営に参加することを促進することを目的とした取り組みで、市民が自治体の決算書を読み解くことで、自治体の財政状況を把握し、自治体の財政運営に対する理解を深めることができる。自治体の財政運営に対する市民の参加を促進することができるため、市民決算は自治体の財政運営にとって重要な取り組みである。

予算が大事なものは浸透しているが、決算は軽視される傾向がある。国会でも、予算委員会は花形と言われるが、決算委員会は地味だとされている。また、決算が公表される頃には次年度の予算編成はスタートしており、予算編成に決算を活かすには翌年までかかってしまうなど、決算が公表される時間的な問題があるため、決算に対する関心が低くなることがあると考えられる。

2022年度の地方税収は過去最高を計上しており、過去最高になった理由は、企業収益の増加が影響している。特に、法人関係税収が驚異的な伸びを示し、地方交付税も史上最高になった。このような企業収益の増加が、地方税収の増加につながったと考えられる。

税収が過去最高になっている一方で、国民の負担感は重くなっている。消費税は、所得にかかわらず同じ税率が課されるため、低所得者ほど負担感が重くなる。また、消費税は景気に左右されにくく、安定財源としての側面を持っている。そのため、政府は広く薄く課す消費税を導入して、それを増税する一方、所得税や法人税の税率を引き下げてきた。このような政策により、所得税や法人税の税率が引き下げられ、消費税が増税されたことで、国民の負担感が増していると考えられる。

このようなときにこそ市民決算の取り組みを進め、自治体が何に税金を使い、使わなかったのかを明らかにし、市民が知る必要がある。

<所管>

コロナ禍を経て、久しぶりの開催となる自治体財政研究会に参加することができた。私としても5年ぶりの参加となり、改めて持続可能な自治体運営や市民の福祉の増進、政治への市民参加のために、公会計の重要性を再認識することができたとともに、国内だけでなく、海外も含めた最新の公民連携の取り組みや、市民参加の事例、環境政策などを学ぶことができ、大変有意義な研修であった。

今回の研修内容を活かし、桑名市政の質の向上と市民の福祉の増進を図るための具体的な施策を検討し、実施していきたい。市民の皆さんと連携し、市民の皆さんと共に持続可能で子どもにツケを回すのではなく、子どもに財産を残せる桑名市の未来を築いていくよう取り組んでいきたい。

支 払 伝 票

令和 5 年 8 月 17 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	16
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 8 月 17 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 8 月 17 日		
支 払 金 額	4,800 円		
支 払 先	桑名東部専売所 川口新聞店		
使 途 内 容	日経新聞8月分購読料 4,800 円		
備 考 0			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☒ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費


領 収 証

2023年 8月分

市役所
桑名市議会 絆 様

お問合せNo. 1208
(21) 145.00 集金
(8%対象 4,800 税 356)
(10%対象 0 税 0)

品名等(*は軽減税率対象)	部数	金額	備考	合計金額
*日経朝刊のみ	1	4,800		4,800 円

新聞代は、郵便局・百五・第三・大垣・桑信
UFJ・愛知・クレジットのお引落しが便利です

桑名東部専売所
川口新聞店 川口大輔
〒511-0836
桑名市大字江場453-3
TEL 0594-41-2172

(証券No. 16-2023/08/17 11:38:27)




領 収 書 等 添付合計金額	4,800 円 (内、政務活動費充当額 4,800 円)
-------------------	------------------------------

請求書

作成:2023/08/19
2023年08月分
お問合せNo. 1208

ご住所	〒511-0068 桑名市			
	中央町		2-37	
市役所				
お名前	桑名市議会 絆様			
銘柄名	部数	単価	金額	備考
*日経朝刊のみ	1	4,800	4,800	

*は軽減税率対象
ご請求金額 4,800 (8%対象 4,800円 消費税 356円)
円 (10%対象 0円 消費税 0円)

(振込先) 愛知銀行 桑名支店 普通
三十三銀行 桑名支店 普通
百五銀行 桑名支店 普通
大垣共立銀行 桑名支店 普通
桑名三重信用金庫 本店営業部 普通

桑名東部専売所

川口新聞店 川口大輔

〒511-0836

桑名市大字江場453-3

TEL 0594-41-2172



支 払 伝 票

令和5年8月18日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	17
支 払 項 目	研修費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 8 月 18 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 8 月 18 日		
支 払 金 額	35,130 円		
支 払 先	JR他		
使 途 内 容	研修「議員の発言権と質問力向上セミナー」および 「議会基本条例の再認識と検証」 35,130 円		
備 考	交通費 9,580円 参加費 25,000円 振込手数料 550円 ※2日間にわたる研修だが、帰宅可能な時間帯の研修であることから、宿泊代については 政務活動費を充当しない。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

領 収 書

No. 53180067931

2023 年 8 月 17 日

衆参市議 会派 太田誠 様

金 額	百万	千	円
¥	5	6	10

但し、乗車券類代 (クレジット扱い)として

上記金額確かに領収した [消費税等込み]

東海旅客鉄道株式会社
弥富駅

現金出納社員

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

駅-No 51330160 領収書-No 25
窓口-No 183

領 収 書

衆参市議 会派 太田誠 様

金額 ¥5,610円
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2023年 8月18日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印 紙 税 申 告 納
付につき名古屋中村
税 務 署 承 認 済

京都駅

現金出納社員

領 収 書 等
添付合計金額

11,220 円 (内、政務活動費充当額 9,580 円)

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☒ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

領収証

No.

令和5年8月17日

桑名市議会 会派絆 太田 誠 様

金額

¥12,500

内

消費税等

現金

但 8月17日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

係

領収証

No.

令和5年8月18日

桑名市議会 会派絆 太田 誠 様

金額

¥12,500

内

消費税等

現金

但 8月18日受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

係

領収書等
添付合計金額

25000

円

(内、政務活動費充当額

25000

円)

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☒ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。
どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取引金融機関・店	機番	通番
66490082	6649082	70	0072
取扱日	口座番号等		
05-08-01			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥550	お取引金額	¥25,000
おつり	*****	お取引後残高	
時刻	16:29		
お支払可能残高			

みずほ銀行
麹町支店
普通
カ)ヒロセキ`ヨウセイケンキコウシ`ヨ様

オオタ マコト様

080-16079900

JAバンク

領 収 書 等 添付合計金額	25,550 円 （内、政務活動費充当額 25,550 円）
-------------------	--------------------------------

活動実績旅費明細書

令和 5年 8月 18日

会 派 名 又は議員名			絆			会派代表者 又は議員印					
参 加 者 氏 名			太 田 誠			支 払 項 目			研修費		
						支 払 番 号			17		
場 所 (調 査 先)			京都JAビル			会 計 帳 簿 記 入					
年 月 日			8/17-8/18			計 算 確 認 印					
概 算 額				精 算 額				差 引 額			
0 円				9,580 円				9,580 円			
月 日	乗車駅名	時刻	路 線 ・ 列 車 名	降車駅名	時刻	キロ数	運賃	特急・急行券 座 指 普 通		日 当	宿 泊
8 17	弥 富		JR	名 古 屋			3080				
	名 古 屋		新幹線	京 都				2,530			
8 18	京 都		新幹線	名 古 屋			3,080	2,530			
	名 古 屋		JR	桑 名							
概 算 額					0	0	0	0	0	0	
精 算 額					11,220	6,160	5,060	0	0	0	
過不足の理由											
備 考			※旅費規程により、新幹線の利用は行えないため、新幹線を使用しなかった場合の金額(往復9,580円)で政務活動費を充当する。(別紙参照)								

<実際に使用した交通手段(往路)> ※復路についても、同様の交通手段を使用。

ルート1 07:35発→08:45着 1時間10分 (乗車54分) 乗換: 1回
IC優先: 5,610円 (乗車券3,080円 特別料金2,530円) 164km

+ ルート保存 定期券 ルート共有 印刷する

07:35 発 弥富 時刻表 地図
4駅
JR関西本線区間快速・名古屋行
[発] 2番線 / [着] 13番線 3,080円

07:56着
08:12発 名古屋 時刻表 出口 地図
JR新幹線のぞみ5号・博多行
[発] 17番線 / [着] 13番線 自由席: 2,530円

08:45 着 京都 時刻表 出口 地図

<認められる交通手段(往路)> ※復路についても、同様の交通手段を使用。

ルート1 07:47発→10:21着 2時間34分 (乗車2時間30分) 乗換: 1回
IC優先: 4,790円 (乗車券2,860円 特別料金1,930円) 184.3km

+ ルート保存 定期券 ルート共有 印刷する

07:47 発 桑名 時刻表 地図
5駅
近鉄名古屋線特急・大阪難波行
[発] 6番線(乗車位置: 前[6両編成]) / [着] 3番線 2,860円
指定席: 1,930円

09:22着
09:26発 大和八木 時刻表 地図
4駅
近鉄橿原線特急・京都行
[発] 4番線 / [着] 2番線

10:21 着 京都 時刻表 出口 地図

※実際に使用した交通手段による交通費

$$5,610(\text{往路})\text{円} + 5,610(\text{復路})\text{円} = 11,220 \text{ 円}$$

※認められる交通手段による交通費

$$4,790(\text{往路})\text{円} + 4,790(\text{復路})\text{円} = 9,580 \text{ 円}$$

議員・職員のための

議会基本条例の 再認識と検証

同時開催！
オンラインセミナー

日程① 7/31(月) 東京
日程② 8/17(木) 京都

10:00～13:00

改めて議会基本条例を理解する

1. 議会基本条例とその制定理由を考える
2. 条例に規定された改革事項を再確認する
 - (1) 議員間討議
 - (2) 議会報告会・意見交換会
 - (3) 反問権・反論権
 - (4) 通年会期
 - (5) 文書質問
 - (6) その他



14:00～17:00

議会基本条例を検証する

1. 議会基本条例の効果的な検証手法
2. なぜ議会基本条例規定事項がうまくいかないのか
3. 議会改革を効果たらしめるための手法とは
4. 議会改革の問題点に関するワークショップ



講師：廣瀬 和彦 (株) 廣瀬行政研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株) 廣瀬行政研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

廣瀬行研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.hirosegyoken.jp/>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ			
お名前			
貴議会名			
領収書 お宛名			
ご住所	(〒 —)		
TEL	()	—	
FAX	()	—	
E-mail	@		

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。
※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたは FAX にてご送付させていただきます。※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。

7月31日(月) 東京

10:00 ~ 13:00

☐ 改めて議会基本条例を理解する

14:00 ~ 17:00

☐ 議会基本条例を検証する

8月17日(木) 京都

10:00 ~ 13:00

☐ 改めて議会基本条例を理解する

14:00 ~ 17:00

☒ 議会基本条例を検証する

← ☐ オンラインセミナー受講

※オンライン受講ご希望の方は必ず E-mail をご記入ください。

受講料

各講座受講 15,000 円 (税込)

2 講座受講 25,000 円 (税込)



開催場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館



開催場所 京都経済センター

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株) 廣瀬行政研究所

〒112-0011 東京都文京区千石2-34-6 <https://www.hirosegyoken.jp/>
TEL 03-6912-1930

議員・職員のための

議員の発言権と 質問力向上セミナー

日程① 7/27 (木) 東京

同時開催！
オンラインセミナー

日程② 8/18 (金) 京都

10:00～13:00

議員が有する発言権と不穏当発言の取り扱い

1. 議員の発言権とその限界
2. 議員に認められている主な発言の種類
3. 不穏当発言・不規則発言とその判断基準
4. 発言の取消・訂正と会議録
5. 議員の発言に対する法的責任
6. ワークショップ

14:00～17:00

効果的な質問を行うための特効薬

1. 質問とその種類
2. 質問の範囲と限界(第三セクターや外交問題等)
3. 質問において留意すべき11個のポイント
4. 効果的な質問を行うための7個の処方箋
5. 質問から政策形成へ
6. ワークショップ

講師：廣瀬 和彦

【(株) 廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

(株) 廣瀬行政研究所



お申込みはホームページからお願いいたします。

廣瀬行研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX 申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ			
お名前			
貴議会名			
領収書 お宛名			
ご住所	(〒 -)		
TEL	()	-	
FAX	()	-	
E-mail	@		

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。
※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。

<https://www.hirosegyoken.jp/>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

7月27日(木) 東京

10:00 ~ 13:00

☐ 議員が有する発言権と
不穏当発言の取り扱い

14:00 ~ 17:00

☐ 効果的な質問を
行うための特効薬

8月18日(金) 京都

10:00 ~ 13:00

☒ 議員が有する発言権と
不穏当発言の取り扱い

14:00 ~ 17:00

☐ 効果的な質問を
行うための特効薬

オンラインセミナー受講

※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入ください。

受講料

各講座受講 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)



開催場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館



開催場所 京都経済センター

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株) 廣瀬行政研究所

〒112-0011 東京都文京区千石2-34-6 <https://www.hirosegyoken.jp>
TEL 03-6912-1930

行政セミナー参加報告書

報告者：会派 絆 太 田 誠

1. 日 時 令和5年8月17日(木)～8月18日(金)
2. 講 師 株式会社 廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬和彦氏
3. 会 場 京都JA会館102号室
4. 事 項 ①議会基本条例を検証する
②議員が有する発言権と不穏当発言の取り扱い
5. 内 容 下記のとおり

① 議会基本条例を検証する

1. 議会基本条例の効果的な検証手法

各自治体において、議会基本条例はあるものの、今回初めから考え直すところからやっていただいて、議員全員の方がご納得いただける中で、今の状況において議会基本条例が本当に妥当なのか、是非検証をしていただきたいと思います。

(1) 検証・見直しを行う理由——改革の効果が実感できていますか？

- ・改革の効果を実感できない→なぜ改革の効果がでないのか評価・検証の必要性。
- ・市民等の指摘による条例制定や当初想定していなかった条文解釈の問題点の発見
→条文の改正・見直しの必要性。
- ・議会改革の取り組みの見直し
→新型コロナなどへの対応など新たな議会としての取り組みの必要性。
- ・議会基本条例への理解と認識の後退
→再認識や条例制定に携わらなかった議員への周知徹底の必要性。

(2) 議会改革の市政への効果——議会として何ができるか？

- ・議会改革(基本条例の制定も含む)により、議会の権能にどのような影響が出たか。
- ・議案提出数や修正数、付帯決議等など明らかに他の団体と比べて改善がみられるか。

(3) 検証の実施主体①

- ・自己評価→議会自らによる議会基本条例への評価…実施主体が自ら評価するため評価対象項目への理解度が高いが、自己評価のため評価が甘くなる。
- ・外部評価→学識経験者や市民による議会基本条例への評価…第三者による評価のため客観的な評価が行われ適切であるが、評価対象項目への理解が重要。

※自己評価だけでは十分とは言えず、外部評価を活用する必要あり。

★ 検証の実施主体②

[実施主体] ——新人議員も含めて議員全員協議会でも可能である。

- ・ 議会運営委員会…(自己評価)
- ・ 議会改革特別委員会…(自己評価)
- ・ 専門的知見の活用(地方自治法 100 条の 2) …(外部評価)

※市民の参画も適宜考慮することも可

(4) 検証時期

- ・ 必要に応じた時期…現状肯定型となり、検証・見直しが後ろ向きになりやすい。
- ・ 議員任期開始直後…新しい議会構成により第三者的目線で議会評価が行える。(最も良い)
- ・ 議員任期満了前……任期中の議会改革としての集大成として議会改革を自己評価できる。

(5) 検証の具体的方法

- ・ 議会改革の評価(進捗状況も含む)
- ・ 条文ごとの見直し
- ・ 今後の議会改革への取り組み(どういうスタンスで?)

① 議会改革に対する評価

- ・ 行政評価とは、行政が実施する政策、施策、事務事業について、「どれだけの効果があったか」「目標に対してどれだけの成果があがっているか」といった必要性、効率性、有効性などを数値目標等の客観的かつ効率的な行政サービスの提供及び行政運営を目的として、行うもの。
- ・ 計量分析とは、統計学の手法を用いて因果関係や相関関係をエビデンスに基づき検証。

② 行政評価の視点と目的

- ・ 妥当性、有効性、効率性、公平性
 - (1) 効果的・効率的な議会改革の推進
 - (2) 市民に対し議会改革に対する説明責任

③ 条文ごとの見直し

- ・ 条文ごとに改革実践状況と規定との比較を行い、各議員や会派代表者、委員会委員等による評価を行い、新設、改正、廃止の必要性を考える。
- ・ 問題となる条文だけの見直しでも構わないが、基本は全条文の見直し。

④ 今後の改革への取り組み

- ・ 社会条件の変化により議会基本条例制定当初では、想定していなかった改革に取り組む必要性がないかどうかを検証する必要あり。
- ・ 他の条例における規定で足りるのか、議会基本条例の一項目として、取り入れる必要があるかどうか勘案する必要あり。

[実例]

☆西脇市議会検証——(毎年議員により検証)

- ・西脇市議会基本条例 目的達成度評価において、16人の議員全員で実施している。これは、議会基本条例の各条文に関する評価項目について、各議員が5段階で評価した結果を集計して、平均値として表し評価している。
- ・また、評価の設問6では、平易な言葉で説明責任を果たせたかを設問している。

☆第三者による議会基本条例の検証(地方自治法100条の2の活用)——客観性を持たせる

- ・八王子市議会——議会基本条例検証のため、大学准教授等による評価を受けて実施。
- ・瀬戸市議会——議会基本条例の進捗確認や先進自治体議会の議長等との課題共有型パネルディスカッションについて大学教授を招き実施。
- ・釧路市議会——「議会自らが実施した議会改革の検証」に対する議会改革のあり方の考察についてのコメント。
- ・諫早市議会——議会基本条例の検証及び議会運営のあり方に関する調査を学識経験者に依頼し、議員や事務局職員等への聞き取りや各種資料の確認により、全体的かつ項目別に検証を行い、その結果を報告書として提出してもらうことをしている。

☆八王子市議会基本条例評価

八王子市議会では、平成26年4月1日に議会基本条例を施行し4年目を迎え、検証作業としてこれまでの議会の取り組みを評価するため評価会議を公開で開催。条例制定の段階でご協力いただいた大学の准教授及び、市議会としての内部評価、准教授や大学生などによる外部の立場から評価の発表を行い、意見交換を行っている。

議会基本条例で議会の見える化の取り組みにおいて、委員会会議録の公開は必要事項ですが、最近ではAI自動反訳システムによって、インターネット中継で、音声を文字に変換して、中継している自治体もあり聴覚障害者に有効である。また会議録の作成にも利用されている。

2. なぜ議会基本条例事項がうまくいかないのか

- ・議会基本条例の制定から、一定程度の期間を経過することにより、制定当初の議会と構成が変化し、議会基本条例制定に携わった議員と携わらなかった議員との間に、議会基本条例に対する認識や熱量の違いが出やすくなり、基本条例が風化する傾向にある。
- ・議会基本条例に規定した事項を実践しなかったり、議会基本条例の必要性を認識しない議会が多くなったりして、アクセサリー的な条例に変化しつつある。

3. 議会改革を語らしめるための手法とは

(1) 議会間討議でのチェックポイント

① 二代表制においては長対議員ではなく、長対議会であることを十分認識すること。
(会派や政党の立場を超えた議会としていかにまとまることができるか)

② 論点、争点を明確にしない議員間討議をしないこと。

③ 議員間討議で自由な意見を述べるのはいいが、述べっぱなしでないこと。

④ 議員間討議では発言者の考えを批判するだけの場としないこと。

⑤ 議員間討議の結果で活用できるものは提言や決議、修正に活かすこと。

⑥ 議員間討議しやすい環境をつくる。(委員会単位での開催やワークショップ等を活用)

⑦ 議員間討議を行うメンバーは、テーマや議案等について共通の情報・知識を持つ。
(執行機関からのヒアリング・学識経験者や先進地視察の活用・所管事務調査の活用等)

⑧ 議員間討議を行う対象であるテーマの選定にあたり、住民との意見交換会や議員の一般質問の通告事項、住民に対する無作為抽出のアンケート調査等から見出すこと。

⑨ 議長又は委員長は、議会間討議では議事の交通整理だけを求められているわけではなくファシリテーターの役割を果たすこと(論点の明確化・争点の抽出・合意事項の確認等)

※議会基本条例を検証するにあたって、議会改革は議員自身がやってみないと効果の有無がわからない。やってみて効果的なものを検証しながら、効果のあるものは、更に効果を上げるためにどうすべきかを考える。効果のないものはバッサリ切っていただく。市のため、市民のために市民目線で何がすべきかを考えていただくことが重要である。

②議員が有する発言権と不穏当発言の取り扱い

1. 議員の発言権とは

(1) 発言自由の原則

議員が議会で誰からも拘束されずに、自由に発言できることをいう。しかし、発言の直前に質問終結の動議を出され、これを過半数の議員に可決されるとそれ以降の質問者は発言できなくなることがある。これは一般質問でも議案質疑でも出来る。

会議原則・・・会議運営の積み重ねによって生じた共通のルールである。

(2) 発言自由の原則の制約

【地方自治法132条】

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

[趣旨]

これは、本会議や委員会の場合は、地方公共団体の事務に関わる公の問題を議論する場であって、議事に関係のない個人の問題を議論すべきではないこと。無礼な言葉や私生活にわたる言論や人身攻撃等によって、議会の秩序が失われることを防ごうとすることである。

[無礼な言葉とは]

議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉。(事実であることを述べることは無礼な言葉ではない。但し常識と限度は必要)

[他人の私生活にわたる言論とは]

議事に関係のない個人(プライベート)の問題を取り上げて議論することは許されず、また、公の問題を論じていても、その発言が職務上必要な限度を超えて個人の問題に立ち入って発言されることを許さない。

○議会は、法人格がない。特別職の公務員は、国家賠償法による求償権がある。

【桑名市議会会議規則140条】

議員は、議会の品位を重んじなければならない。

※SNSやフェイスブック等で、その言動が議会外で行われたときは、議会として手の打ちようが全くない。(正規の活動ではないから法的な対応をとれないのが一般的である)

議会における、法律違反で処分することはできない。つまり、これは議会における正規の活動ではないからである。SNS等は個人の活動である。地方自治法では、会議規則、委員会条例に反するという中で懲罰を課することが出来ない。そこで、洲本市では政治倫理条例にかけられたりされたということですが、これは事実上の倫理違反として処理するしかない。

地方自治法第133条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

地方自治法第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

地方自治法第135条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

2 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

3 第1項第4号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

[実例]

H27.9 柏原市長不倫問題――市における職員を含めた公務員倫理について市長の不倫問題を事例として出しながら追及。地方自治法132条「個人の私生活にわたる言論」に該当し一般質問は不可である。但し、切り口を変えると可である。職員の倫理についての問題に対しての質問の中で、きちんと律することが必要の中で、一つの事例としてあなたがやっていることがTVにリークされた中で、市民の代表であり範たる職員、長としてとるべき規定としてどうなのか。(可・事実に基づく話である)

H18.10 浦添市議会-----議員が市長の弟が経営する企業が市の文化施設の指定管理者に選定されたことに道義的にどうかと質問-----2日間の出席停止

○不穏当発言の判断は自治体によりさまざま

[理論]

浦添市議会における市長の弟が、指定管理者になることの是非について、道義的にどうかという質問は、一般的に不穏当と認定することは難しい。

[実務]

発言時における状況、議会の構成、それまでの議員としての発言状況などの様々な状況が絡み合って、議会の自立権の一環として判断するので、議会により判断はさまざまとなり、法的には問題ないこととなる。

○地方議会の議決に対する司法審査の範囲を拡大した最高裁大法廷判決

最高裁の大法廷判決（令和2年11月25日判決）は地方議会の議員に対する出席停止の懲罰決議を巡り、従前議会の議決は除名を除くと原則として司法審査の対象にならないとしていた大法廷判決（最高裁昭和35年10月19日判決）を改め、出席停止となる懲罰決議の適否は常に司法審査の対象になるとした。

昭和35年の大法廷判決では、議員の除名という致命的な内容については司法審査の対象になるとしたが、それ以外の場合には議会の性質上、司法審査の対象にならないとしていた。もっとも、その司法審査が及ばないとされるべき範囲がどの程度なのかについては、様々な学説が存在し、個別事案についての結論がどうなるのかは必ずしも明確でなかった。

このような状況下で、岩沼市の市議会で行なわれた議員に対する23日の出席停止処分と、それに伴う議員報酬減額処分を巡る係争が発生した。

第1審は昭和35年の大法廷判決をふまえて、いずれも司法審査の対象外として、請求を却下したが、控訴審は出席停止の判断自体は司法審査の対象外としつつも、報酬減額については司法審査の対象となるとして、破棄差し戻しとした。この判断に対し市側が上告したところ、最高裁は上告受理の上、昭和35年判決を変更して、出席停止に関しては常に司法審査の対象となるとの判断を示すに至ったものである。

最高裁は、議会の住民自治原則は尊重しながらも、選挙で選ばれた住民代表たる議員の地位をふまえて、出席停止となると議員としての中核的活動が出来なくなるという点を重視し、議会の自主的な判断に委ねられるとはいえないとして、判例を変更した。

判決には議会の裁量を否定するものではないとの宇賀裁判官の補足意見があるが、結論は全員一致であった。

この判決を受けて、地方自治法による審決手続き（知事あるいは総務大臣に対する救済手続き）についても、議員の出席停止についても、その対象となるとの総務大臣通知が出され扱いが変わることとなった。

時々地方議会では、多数派により少数派の議員に対する権限の濫用ではないかと思えるような懲罰決議がなされたと思われる事例も報道されていた。しかし除名に至らない場合には、これまでは、昭和35年の大法廷判決があったことから、その地方議会の判断の適否が

事後外部で審査されてこなかったため、その判断の妥当性の基準が明確ではなかった。

地方議会という、選挙で選ばれた議員により構成される機関であったとしても、法律上妥当な範囲を超える懲戒決議については、司法判断の機会が与えられることとなるので、今後は議会としても多数の意見と言うだけで議決をするのではなく、法律上の妥当性を十分に検討して冷静に議決することが求められることとなる。(出席停止・除名は裁判所が介入する)

H30.10 さいたま市議会----車いす議員に「ブルジョア障害者」---休憩中に議長が厳重注意
会議録は取り消しにはならないで現存している。

R2.9 足立区議会議員-----同性愛が広がれば足立区は滅びる、との趣旨の発言をし、批判が出ている問題で、区議会自民党は6日、議員を呼び厳重注意。議員は区議会本会議で発言を撤回し謝罪する。

(3) 国会議員と地方議員の発言に対する補償の違い

国会議員…憲法 51 条(免責特権) 両議院は、議員で行った演説、討論、表決について、院外で責任を問われない。

地方議員…憲法、地方自治法ともに規定なし。

★行政実例昭和 23 年 6 月 16 日

[言論の保障]

・問：地方議会の議員が、議場で行った演説・討論又は表決について、憲法 51 条のごとき保障の規定がないが、これは保証しない法意と解釈してよいのか？(国に法律の解釈権有)

・答：お見込みのとおり。

※訂正は字句の誤りに限る。例えば(令和 5 年→平成 5 年)(100 万円→10 万円)…訂正 ok

※発言取り消しの申し出→撤回は認められない。

★刑法における責任

・刑法 230 条…公然と事実を摘示して人の名誉を棄損すること。

(3 年以下の懲役若しくは禁固又は 50 万以下の罰金)

・刑法 231 条…事実を摘示しないで公然と人を侮辱すること。

(拘留または科料)

★民法における責任

・民法 709 条…故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う→金銭による損害賠償

○新聞広告等による謝罪広告。 議員は国家賠償法で処理される。

※善意・無過失の場合は、損害賠償を請求することができない。SNS→損害賠償

○議会だよりの記事の削除。

※議会だよりの発行責任者は議長であるので、不適切な発言や記事の表現等が事実に基づかないものであるので、書かれた議員に訂正を求めるとともに、その議員が聞き入れなけれ

ば削除することが出来る。特に議会の広報広聴委員会や議会運営委員会、議長がチェックする中で問題箇所を措置する。

★損害賠償

- ・損害賠償の対象となるのは、原則として①債務不履行(民法 415 条)、②不法行為(民法 709 条)の場合となる。

不法行為とは、故意または過失により、他人の権利・利益を侵害した場合に、損害賠償義務が生じる制度。ただし、善意・無過失の場合は、損害賠償を請求することができない。

2. 議員に認められている主な発言の種類

議員は、発言にあたり会議規則第 51 条第 1 項により、会議において発言をしようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

- ・質問 一般行政について疑義と意見を述べる。→ 要旨を記載して通告。
- ・質疑 議案に関する疑義を述べる。→ 要旨を記載して通告。
- ・討論 賛成又は反対の理由を述べる。→ 賛成又は反対を記載して通告。

※議員が有する発言権と不穏当発言の取り扱いにおいては、議員はこれまでどおり事実に基づいて発言をしていただきたい。事実に基づかない発言や基本的人権を侵害する発言さらにプライバシーに関わる発言は慎むべきである。しかし、こうした不穏当発言が生じたときには適正な対応をとることが必要である。

6. 所 感

議会基本条例の検証では、二代表制のもとで、議会が果たす役割や理念についての活動原則等を踏まえて、市長や市民との関係性のほか、いろいろな規定を設け、議会の機能の強化とか活性化を図ることを目的としてつくられる議会改革の一つの理念条例であるが、この議会改革としての理念条例を制定しただけで終わってしまうところが多くなっている。桑名市においても効果的なものを検証しながら、市のため、市民のために市民目線で何がすべきかを考えていただくことが重要であると感じた。

議員が有する発言権と不穏当発言の取り扱いでは、桑名市議会議員政治倫理条例第 2 条第 2 項で議員は、政治倫理に反する行為として市民の疑惑を招いた場合は、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。また、同条例第 5 条第 1 項第 1 号において、議員は、自らの行為により議会の名誉及び品位を損ない、市民の議会に対する信頼損ねてはならない。と規定しており、各々議員はこの条例を遵守する旨の宣誓書を議長に提出している。

桑名市議会の今年第 1 回定例会における市議会議員の発言は、不穏当発言と言わざるを得ない発言であり、顛末は議会だよりやホームページ等で市民に伝えるべきである。議会は民主主義の象徴的な場であり、議員は自覚を持って行動や発言をしなければならないことを改めて学んだ。今回のセミナーは、今後の議員活動を行ううえでとても有意義であった。

支 払 伝 票

令和 5 年 9 月 20 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	18
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 9 月 20 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 9 月 20 日		
支 払 金 額	4,800 円		
支 払 先	桑名東部専売所 川口新聞店		
使 途 内 容	日経新聞9月分購読料 4,800 円		
備 考 0			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☒ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

領 収 証

市役所

桑名市議会 絆 様

2023年 9月分

お問合せNo. 1208

(21) 145.00集金

(8%対象 4,800 税 356)

(10%対象 0 税 0)

経納名(*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*日経朝刊のみ	1	4,800	

合計金額

4,800

新聞代は、郵便局・百五・第三・大垣・桑信
UFJ・愛知・クレジットのお引落しが便利です

桑名東部専売所
川口新聞店 川口大輔
〒511-0836
桑名市大字江場453-3
TEL 0594-41-2172

(証券No. 16-2023/09/20 09:38:20)

請 求 書

作成:2023/09/20
2023年09月分
お問合せNo. 1208

〒511-0068 桑名市 ご住所 中央町 2-37 市役所				
お名前	桑名市議会 絆 様			
銘 柄 名	部数	単 価	金 額	備 考
*日経朝刊のみ	1	4,800	4,800	

*は軽減税率対象
ご請求金額 4,800 円 (8%対象 4,800円 消費税 356円)
(10%対象 0円 消費税 0円)

(振込先) 愛知銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
三十三銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
百五銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
大垣共立銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
桑名三重信用金庫 本店営業部 普通 [REDACTED]

桑名東部専売所

川口新聞店 川口大輔
〒511-0836
桑名市大字江場453-5
TEL 0594-41-217



支 払 伝 票

令和5年10月11日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	19
支 払 項 目	調査研究費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 10 月 11 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 10 月 11 日		
支 払 金 額	283,705 円		
支 払 先	JR他		
使 途 内 容	全国都市問題会議およびオガール視察 283,705 円		
備 考	交通費 188,060円 宿泊費(朝食代含む) 43,535円 夕食代 12,000円 視察参加費 9,900円 都市問題会議参加費 30,000円 振込手数料 210円 ※振込手数料は1人あたり70円で会派別に按分 (結・公明党)		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

御請求明細書(BILL)

1 / 1 頁

オガールイン/OGAL INN

株式会社 オガール

〒028-3318

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-12

TEL:019-681-1256

登録番号 T2400001009287

御芳名 NAME

桑名市議会 会派 絆 様

客室番号(ROOM No.)	人数(PERSONS)		泊数(NTS)	伝票番号(NO.)	発行日付(DATE)
E15 他部屋(1)	大人 2	小人 0	1	8008	2023年10月11日

日付 DATE	科目名称 DESCRIPTION	数量 QTY	単価 PRICE	金額 AMOUNT	入金 PAYMENT
10月11日	宿泊WEB(大人)	1	7,100	7,100	
	宿泊WEB(大人)	1	7,100	7,100	
	宿泊WEB(大人)	1	7,600	7,600	
	(内消費税10% 対象額21,800)			(1,981)	
合計(TOTAL)				21,800	0

御請求額
TOTAL-BALANCE

¥21,800

領収書(RECEIPT)

No. 8008

2023年10月11日

オガールイン/OGAL INN

株式会社 オガール

〒028-3318

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-

TEL:019-681-1256

登録番号 T2400001009287

御芳名 NAME

桑名市議会 会派 絆 様

領収額 ¥21,800-

上記金額正に領収いたしました。
この度はご利用誠にありがとうございました。
またのお越しをお待ち申し上げます。

収 入
印 紙

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☒ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

領 収 証

桑名市議会会派 絆 様 No. 49

¥ 9,900 -

内 訳
現金
小切手
手 形
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

但

視察研修費代 612

R5 年 10 月 11 日 上記正に領収いたしました

登録番号

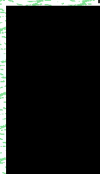
登録番号 T1400003002092

収入印紙

T028-3318 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地12

オガール企画合同会社

代表社員 小川 翔大



No. 5227313

領 収 証

客室番号

907,501,50x

桑名市議会 会派 絆 様

721,735 -

但し ご宿泊代・駐車代・宿泊税・その他 10%~110% 料金として

2022 年 10 月 12 日 上記正に領収いたしました

☒ 現金 ☐ カード ☐ その他

内 訳 ⑨7245x3泊分

税抜金額 719,754 -

消費税額(10%) 71,976 -

宿泊税額

課税対象額 721,735 -

収 入
印 紙

〒020-0034 岩手県盛岡市盛岡駅前通3-60

東横INN盛岡駅前南口駅前

TEL 019-604-1045 FAX 019-604-1047

登録番号 T8010801008365

株式会社 東 横 イ ン

担 当

2019.6

領 収 書 等
添付合計金額

31,635 円 (内、政務活動費充当額 31,635 円)

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☒ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.0797

日付 '23年10月12日

車番 000857 000

基本運賃 ¥2710円

合計 ¥2710円

上記の通り領収致しました

消費税率 10%

毎度ご乗車

ありがとうございます。

八戸タクシー

株式会社

0178-22-1181

登録番号：

T3420001006439

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.3906

日付 '23年10月13日

車番 000811 000

基本運賃 ¥2620円

合計 ¥2620円

上記の通り領収致しました

消費税率 10%

毎度ご乗車

ありがとうございます。

八戸タクシー

株式会社

0178-22-1181

登録番号：

T3420001006439

領 収 証

2023年10月13日

桑名市議会 絆 様

金74,370円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 渋谷
税 務 署 承 認 済

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

八戸802 No.000014

領 収 書 等 添付合計金額	79,700 円 (内、政務活動費充当額 79,700 円)
-------------------	--------------------------------

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☒ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

駅-No 51308070 領収書-No 27
窓口-No 101

領 収 書

桑名市議会 会派 絆 様

金額 ￥70,680円
「消費税等込み・10%」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2023年10月 4日
東日本旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋市中村
税務署承認済

桑名駅

領 収 書

桑名市議会 会派 絆 様

Receipt
領収年月日 2023.10.12 登録番号: T9011001029597
金額 ￥12,270 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(10351 3枚)
東日本旅客鉄道株式会社
八戸駅VF01発行 20352-01

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領 収 書

桑名市議会 会派 絆 様

Receipt
領収年月日 2023.10.12 登録番号: T9011001029597
金額 ￥12,270 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(40375 3枚)
東日本旅客鉄道株式会社
盛岡駅北VF05発行 50376-02

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領 収 証

2023年10月12日

桑名市議会 絆 様

金13,140円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

紫波中央401 No.000001

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領 収 書 等
添付合計金額

108,360 円 (内、政務活動費充当額 108,360 円)

会議参加費 領収書

森下 幸泰 様

金 10,000円

但、「第85回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和5年 10月 12日

第85回全国都市問題会議実行委員会
会 長 熊 谷 雄 一



会議参加費 領収書

太田 誠 様

金 10,000円

但、「第85回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和5年 10月 12日

第85回全国都市問題会議実行委員会
会 長 熊 谷 雄 一



会議参加費 領収書

倉田 明子 様

金 10,000円

但、「第85回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和5年 10月 12日

第85回全国都市問題会議実行委員会
会 長 熊 谷 雄 一



領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☒ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

2023年 9 月 28 日

お振込先 みずほ 農協 信金 信連 信組 銀行 24号支 店(所)	金額 十億 百万 千 円 110 000
お受取人 おなまえ 株式会社 JTB 様 フリガナ 株式会社 JTB おなまえ 桑名市議会 様 フリガナ 桑名市議会 おこと 511-8601 ☎(0594)24-1365 三重県桑名市中央町2-37	現金類 未決済小切手 枚 貯金振替 起算日・指定日 月 日 手数料徴収区分 ① 即納 2: 後納 9: 不要 手数料(税込) ¥770 円 消費税額(10%) ¥70 円

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

三重北農業協同組合桑名支店

登録番号 T 919000500890

JAバンク

帳票番号ZJS-KW0111 4/5 2023.05 2023.07 +

※参加費 1人 10,000円 × 3人 = 30,000円
振込手数料 770円 ÷ 11人 × 3人 = 210円

領収書等
添付合計金額

110,970 円 (内、政務活動費充当額 30,210 円)

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

活動実績旅費明細書

令和 5年 10月 13日

会 派 名 又は議員名	絆				会派代表者 又は議員印							
参 加 者 氏 名	倉田 明子 太田 誠 森下 幸泰				支 払 項 目	調査研究費						
					支 払 番 号	19						
場 所 (調 査 先)	オガール紫波 八戸公会堂				会計帳簿記入							
年 月 日	2023/10/11-13				計算確認印							
概 算 額			精 算 額			差 引 額						
0 円 (1人分)			60,910 円 (1人分)			60,910 円 (1人分)						
月 日	乗 車 駅 名	時刻	路 線 ・ 列 車 名	降 車 駅 名	時刻	枚数	乗車賃	特急・急行券 座 指	普通	日 当	宿 泊	
10:11	桑 名		JR関西線	名 古 屋			12,210					
(水)	名 古 屋		新幹線	東 京					4,920			
	東 京		新幹線	盛 岡					6,430			
	盛 岡		JR東北本線	紫 波 中 央								
10:12	紫 波 中 央		JR東北本線	盛 岡			1,980					
(木)	盛 岡		新幹線	八 戸					2,400			
	八 戸		タクシー	八戸公会堂			※					
	八 戸		新幹線	盛 岡			1,690	2,400				
10:13	盛 岡		新幹線	八 戸			1,690	2,400				
(金)	八 戸		タクシー	八戸公会堂			※					
	八 戸		新幹線	東 京			12,870	6,800				
	東 京		新幹線	名 古 屋					5,120			
	名 古 屋		JR関西線	桑 名								
概 算 額								0	0	0	0	
精 算 額						60,910	30,440	30,470	0	0	0	
過不足の理由												
備 考												

行政視察報告書

報告者：会派 絆 倉 田 明 子

1. 日 時 令和5年10月11日(水)～10月13日(金)

2. 視 察 先 ・オガール紫波株式会社(岩手県紫波郡紫波町)
・八戸市公会堂・公会堂文化ホール(青森県八戸市)

3. 視察項目 ・オガール紫波株式会社
・第85回全国都市問題会議
①アートの役割って何だろう？
②八戸市の文化スポーツによるまちづくり
③まちづくりの活力は地域に根ざした文化政策から育まれる
④標高差1500mの地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出
⑤まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用
⑥パネルディスカッション
～文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展～

4. 視察内容

(10月11日) オガール紫波株式会社

案内：八重島 雄光 氏 オガール企画合同株式会社相談役

・「オガールプロジェクト」の「オガール」とは

「成長」を意味する紫波の方言「おがる」と、「駅」を意味するフランス語「Gare」を組み合わせた造語。紫波中央駅を紫波の未来を創造する出発駅とする決意が込められている。

・「オガールプロジェクト」とは

JR紫波中央駅前の町有地10.7haを中心とした都市整備を図るため、紫波町が町民や民間企業の意見を伺い、平成21年3月に議会の議決を経て策定した「紫波町公民連携基本計画」に基づき、平成21年度から始めた「紫波町駅前都市整備事業」。

「まちづくりとは、不動産の価値の向上」という考え方が根底に流れている。

・紫波町公民連携基本計画

理念：都市と農村の暮らしを「楽しみ」、環境や景観に配慮したまちづくりを表現する場にする。

目的：「町民の資産」である町有地を活用して、財務負担を最小減に抑えながら、公共施設整備と民間施設等立地による経済開発の複合開発を行うこと。

方針：町の特色を生かし、人に優しい統一感のある景観で住みよい町にする。

・ **事業概要：**計画面積：21.2ha（町有地 10.7ha を含む）

事業期間：H21.4～H26.3

概算事業費（公共分）：19 億 4 千 5 百万円

町有地 10.7ha のうち民間活用想定面積 4.5ha

・ **オガール・デザイン会議**

オガール地区において都市デザインに優れた魅力的な街づくりを推進するため「オガール・デザイン会議」を町の要請で設置し、施設設計やデザインの調整を図る。有識者は、オガール紫波（株）の推薦に基づき、町長が委嘱する。

・ **オガールエリア内施設**

【**オガールベース：(株) オガールベース**】

日本初のバレーボール専用体育館・ビジネスホテル・コンビニエンスストア、飲食店、事務所などが入居する民間複合施設。

【**オガールプラザ：(株) オガールプラザ**】

紫波町情報交流館（図書館と交流館）と子育て応援センターの公共施設と、産直やカフェ、居酒屋、歯科、眼科、学習塾などの民間施設で官民複合施設。

【**役場庁舎：PFI 手法（BTO方式）で整備された新庁舎**】

防災拠点としての機能を備えている。

【**エネルギーステーション：紫波グリーンエネルギー（株）**】

木質バイオマスボイラーを主な熱源として地域内熱供給を行う施設。

【**オガール保育園：社会福祉法人**】

民設民営の保育園。

【**オガールセンター：オガールセンター（株）**】

教育サポート施設、小児科、病児保育などが入居し、子育て環境の充実を図りながら周辺の施設と連携し、ライフスタイルを提案する複合施設。

【**オガール広場**】

紫波町の象徴である田園風景と都市空間をつなぐ、オガールエリアのシンボリックな場所（東広場・西広場・大通公園）。

【**岩手県フットボールセンター：(公社) 岩手県サッカー協会**】

日本サッカー協会公認のグラウンド。各種公式試合や幅広い世代のトレーニングセンターとしての機能を持つ。

【**オガールタウン日詰二十一区**】

地元工務店が地元の木で建てる紫波型エコハウスが建ち並ぶ景観と環境に配慮したまち。

○(10月12日)第85回全国都市問題会議

基調講演

① **アートの役割って何だろう？**

講師：日比野 克彦氏 東京藝術大学長・アーティスト

アートが個人および社会に与える機能・可能性について、以下の3つの視点からの捉え方を軸に、具体的な取り組み事例なども交えた講演であった。

1. 「アートは生きる力」

アートは、人間が豊かな人生を送る上で欠かせない要素であると強調された。特に、アートによる想像力の活用は、時間の制約から解放され、過去や未来への思いを自由に巡らせることを可能にする。これにより、私たちの日常生活における感情や記憶に新たな次元を加えることができる、「これまでとこれから」をつなぐものであり、人が人らしく生きていくために重要な役割を持っている。

2. 「アートは多様性の指針」

アートは、異なる文化や背景を持つ人々が共存する社会の構築に寄与すると説明された。アートによって、個々の特性が尊重され、多様な価値観が認識されることで、より寛容で豊かな社会が築かれる。SDGsの17の目標、169のターゲットにはアートの文字は入っていないが、HeartにもEarthにも“art”が含まれているのは興味深い。

3. 「社会的課題への取り組みにおけるアートの重要性」

最後に、アートが社会的な課題に対して持続可能なアプローチを提供するという点が強調された。アートによって人々の感情が動かされ、これにより日常生活に根ざした社会的な問題への新たな視点や解決策が生み出される。

具体的にアートを活用した社会課題の解決に向けた取り組みについて、「明後日朝顔プロジェクト」、熊本市での「ご用聞き」、高山市での「文化的処方」などが紹介された。

音楽療法などはすでに知られたアートの力ではあるが、それ以外にも様々な領域（医療・介護・福祉・教育・まちづくり、など）で、アートの力を活用する取り組みが始められており、今後、共生社会を目指していく上で、またSDGsを推進していく上で、アートの力が不可欠である。

アートは単なる創造的な表現にとどまらず、人間の内面と社会的な課題に深く関わり、それらを豊かにする可能性が示され、アートが持つこのような多面的な特性を活かして社会を構築していく基盤に据えることができれば、大きな力が世界を動かすのではなく、1人1人の小さいけれども、確実にある、少しずつ異なった多様な想いが、時代を変化させていくのではないか。

②八戸市の文化スポーツによるまちづくり

講師：熊谷 雄一 氏 青森県八戸市長

開催地を代表されて熊谷八戸市長から、全国からお集まりの皆様には今日、明日の会議が、皆様にとって実り多いものとなりますことを期待していると挨拶。八戸市の概要については、太平洋を臨む北東北の北東岸に位置し、面積は約305㎢で、人口は約22万人の中核市であり、ユネスコ無形文化遺産として八戸三社大祭の山車行事などの伝統文化やB1グランプリでゴールドグランプリを獲得した八戸せんべい汁。さらに中心市街地に昭和風情漂う夜の「8つの横丁」などは、当市が誇る貴重な地域資源である。

1. 背景と取り組み

現在、八戸市では「はちのへ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～」や「八戸市スポーツ推進計画」を定めている。

(1)文化によるまちづくり

八戸三社大祭に色を添える「法霊神楽」などの伝統芸能。文芸、芸能、美術、華道、茶道、生活文化のジャンルでも、八戸市文化協会をはじめとして活動を繰り広げられてきた。音楽でもオーケストラ、合唱、ジャズなどの市民団体が公演を重ねている。2011年に新たな交流と創造の拠点として開館した八戸ポータルミュージアム「はっち」は、地域資源の魅力を創出・発信し、文化芸術、産業、観光、市民活動、子育て支援といった各施設を一体にしてオープン。

(2)スポーツによるまちづくり

2019年に防災拠点機能を併せ持つ屋内スケートリンク「八戸市長根屋内スケート場Y Sアリーナ八戸」がオープン。2020年には、アイスリンクでありながら半日でバスケットボールコートに転換可能な民間施設「フラット八戸」が東北新幹線JR八戸駅西口に整備された。合宿や国内、国際大会が開催され選手が集まる新時代迎え、市民がスケートを日常事として楽しむ文化が生まれスポーツ ツーリズムの推進の可能性を秘めた展開が生まれるきっかけとなった。

2.文化の力、スポーツの力

文化・スポーツが多くの人を惹きつけてやまないのは「生きる喜び」に訴えかけていることが多い。ここでは都市経営における文化・スポーツが持つ力について考察したい。

(1)地域資源を活かす拠点とネットワークをつくること

公営のブックセンターは、書店機能を持つ「本のまち八戸」の拠点施設で、本を読む人、本を書く人、本でまちを盛り上げることを運営の基本方針として、様々な取り組みを行っている。

このブックセンターの取り組みの1つに、地元民間書店間のネットワークづくりがあり、地域の書店が共に盛り上げる素晴らしい取り組みをしている。本を介しての人との繋がりがあがる。

(2)関心ごとやテーマに基づくコミュニティと当事者を増やす取り組み

無縁社会という言葉が流行語になる中で、インターネットやSNSの普及により人間関係も大きく変わった。市には伝統的な祭りがあり、この祭りで世代を超えた人的交流が帰属意識を高め、コミュニティが維持されている。

3.今後の展望は開かれたパブリックな場をつくること

八戸美術館は、「ジャイアントルーム」というユニークな提案が設計プロポーザル評価されている。市では建物とストリートが連動するオープンな街路空間づくりを進めており、八戸屋台村みろく横丁のように、人が人を呼ぶ賑わいを先取りして行きたいと抱負を語られた。

③まちづくりの活力は地域に根ざした文化政策から育まれる

講師：吉川 由美 氏 文化事業ディレクター・演出家

講師は、文化芸術を核として、地域に活力と新たな価値を創り出す活動にたずさわれ、八戸市のポータルミュージアム「はっち」で10年間アートプロジェクターをディレクションされていた経験がある。

1.まちのリノベーションと「はっち」の誕生

八戸市は中心街再生の起爆剤とすべく、八戸市ポータルミュージアム「はっち」を2011年2月に開館させた。この「はっち」は、観光、地域資源、ものづくり、食文化、祭礼と芸能、風俗、自然、子育て、市民活動、シアター、スタジオ、アーティスト・イン・レジデンス、コミュニティFMなど、多様な情報のショーケースであり、市民を主体とする様々な活動の拠点である。

講師は、「はっち」が開館する前から、次の3点についてプロジェクトを立案した。(1)中心市街地に関心空間にする。(2)フラットなコミュニケーションの場を創る。(3)地域資源の価値をみんなで見出す。当時、高校生から「中心市街地ってどこ？」と逆に聞かれ、ショックを受けたと講師は話す。地域資源への肯定感も高いとは言えなかった。

2.「はっち」のアートプロジェクト

まちを再生する市民力をブーストするには、市民が自分事として参加できる、分野を横断し壁を揺さぶるようなアートプロジェクトが必要と考え、講師は地域に根ざしたテーマを探し、アーティストの皆さんや市職員、コーディネーターたちとプロジ

エクトを進めた。

「はっち」開館記念の「八戸レビュー」では、88人の市民に88組の市民を取材してもらい、それぞれのエピソードを執筆した。開館後は地域資源をさらに深く掘り起こすプロジェクトを推進した。八戸三社大祭の山車の造形と「デコトラ」に共通性を感じてリサーチすると、映画「トラック野郎」シリーズのトラックが、八戸近郊のトラックをモデルにしたものだったことを突き止めた。アートプロジェクトの現場では、人々の壁が壊れ、対等に語り合い、異なる価値観を容易に認め合う場が生まれた。

3. 地域社会の分母としての文化をみんなで見出す

八戸市は、「はちのへ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～」で、地域の固有性の追求、分野横断、社会包摂を指針として位置づけ、文化のまちづくりを進めている。

中心街には、八戸ブックセンター、八戸まちなか広場マチニワ、八戸市美術館を開設し、市民の関心を集める中心街には人が戻り、民間投資も進んだ結果、2018年に「はっち」周辺の基準地価が上昇し、青森県内において、中心部の商業地にとって18年ぶりのことであった。

八戸市では、八戸三社大祭が真夏の4日間にわたって開催される。「はっち」では、この祭りをテーマに「DASHI JIN」と題してプロジェクトを行った。

講師からは、祭りは地域経済を浮揚しうる観光産業の優良コンテンツでもある。その「商品」として祭りを支えているものは、多くの場合市民のボランティアな力だということを決して忘れてはならない。人々が疲弊することなく、祭りや芸能に参加する喜びと意義を感じ続けることがその継承につながる。「地域の分母としての文化」の価値を、今、行政も市民も意識すべきであると講師は力説された。経済のうねりが地域文化を疲弊させてしまう危険を見極めつつ、まちのソフトパワーと地域社会の分母を担う人づくりを意識し、地域に根ざした文化政策のあり方を考えたいと今回の講演を結ばれた。

④標高差1500mの地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出

講師：花岡 利夫 氏 長野県東御市長

長野県東御市(とうみ)市は、長野県の東部に位置する総面積112.37㎢で、人口3万人の小さなまちである。市の中央には、千曲川が東西に流れ、その右岸から浅間山系にかけては標高差が1,500mにも及ぶ南面傾斜の扇状地が広がっている。江戸期には北国街道の宿場町として「田中宿」、「海野宿」を中心に発展してきた。この「海野宿」は、伝統的な家並みが現在まで保存されており、昭和61年に「日本の道百選」に、昭和62年には「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、今では観光の要所になっている。市の北部にかかる上信越高原国立公園の湯の丸高原は、レンゲツツジの大群落やコマクサ、アヤメなど高山植物の宝庫で「花高原」として親しまれている。

1. 文化・芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展に向け

平成30年に文化芸術やスポーツの一層の振興および身近な文化芸術やスポーツが持つ「魅力」や「可能性」を再認識し、総合的かつ効率的に推進できる体制の構築とともに、地域の資源や感性を活かした「まちづくり」を図るため、文化芸術行政とスポーツ行政を市長部局に移管しました。この移管にともない、文化芸術・スポーツが生み出す魅力と発展に向け、振興施策の方向性を示すための「東御市スポーツ推進計画」と「東御市文化芸術推進計画」を策定した。

2. まちの欠点を個性に

当市は、日当たりは良いが、平地が少ないことが「まちの欠点」と捉えられていた。地方創生で大切なのは、欠点を認めたくてで転換思考をもって地域の資源につなげることであり、標高差のある当市で思いついたのがワインの醸造であった。市長就任から7ヶ月で、長野県初のワイン特区認定を取得。さらに標高差を活かせるものが「高地トレーニング」であった。

3. 地域固有の価値を創出し最大限に活かす

当市の「湯の丸高地トレーニング施設」が具体性を帯びたのは東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決まった平成25年のことである。日本水泳連盟が当市へ視察に訪れ、湯の丸高原の1750mという標高に興味を持っていただいた。平成29年に国内最高地点の全天候型400mトラックが完成し、令和元年に50m×8レーン、水深2mの湯の丸屋内プールが完成。早期

完成を目指すなかで、その建設費の一部を地方債で賄うこととした。完成後、湯の丸高原スポーツ交流施設全体の愛称命名権をGMOインターネットグループに取得していただいた。さらにパラリンピックアスリートの競技力向上にも資する施設環境を整えた。

4. 合言葉は「東御から世界へ」

令和3年の東京2020オリンピックで競泳ニッポンが獲得した金メダルは大橋悠依選手の2つ。当時の日本代表ヘッドコーチだった平井伯昌氏からは「東御の施設があったから大橋の金メダルがあった」との言葉をいただいた。東京2020オリンピック・パラリンピックを経て、湯の丸の評価は高まり、コーチのロコミや選手のSNSによる発信もあって認知度は飛躍的に上がった。長野県の1つの市がつくった施設が競泳ニッポンの強化拠点として「東御から世界へ」は、地元のみならず、これからの競泳ニッポンの合言葉になっている。これからも、多くのアスリートが湯の丸でトレーニングを行い、国際的な競争力を向上させ、「東御から世界へ」向かい続ける場所であり続けるとともに、将来的には、湯の丸に医科学的なデータを集積させることで、市民の健康長寿の取り組みに還元できる場所にしていきたいと考えている。

⑤まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用

講師：鈴木 秀樹 氏 株式会社鹿島アントラーズFC 取締役副社長

講師は、青森県八戸市出身で、1980年にサッカー日本代表選抜候補に選出され、2010年に株式会社鹿島アントラーズFC取締役に就き、2014年から筑波大学客員教授、2015年から茨城県サッカー協会副会長、2022年から同クラブ取締役副社長を務められている。

1. 全国に広がるプロスポーツクラブ

1993年に10クラブでスタートしたJリーグの加盟クラブは30年の歳月を経て、60を数えるまでになった。バスケットボールのBリーグを合わせると、全国に100を超えるプロスポーツクラブが存在する。このプロスポーツクラブは、単に地域の賑わいをつくるだけではない。人々の心象風景を変えるにとどまらず、まちの姿そのものを変える力がある。つまり、プロスポーツクラブには地元自治体、企業と連携しながら、まちづくりを推進していくポテンシャルがある。

2. 鹿島アントラーズと地域との深いつながり

鹿島アントラーズの創設当初のホームタウン(活動区域)は鹿島町、大野村など5町村だったが、平成の町村合併を経て、現在は鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市という構成となった。このホームタウン5市の行政職員が1人ずつ1年交代でクラブに出向しているのもアントラーズならでは。これらの行政職員は、地域からの集客などに携わりながら、民間企業の経営感覚、意志決定のスピード、幅広い視野、斬新な発想の仕方を身に付けていく。さらに、2021年以降のクラウドファンディングは「アントラーズの未来をみんなで」と謳い、クラブはその財源を育成組織のグラウンドなどの施設整備に充てている。

3. 鹿島アントラーズによる地域の社会課題解決

鹿島アントラーズは国内最多の20冠を重ねながら、地域のシンボルとなり、賑わいをつくり、地域に根ざしたクラブづくりを進めながら地域の活性化させてきた。2006年にカシマスタジアム内にフィットネスクラブ「カシマウエルネスプラザ」を開設するとともに、2015年にカシマスタジアムに隣接する「アントラーズスポーツクリニック」を設立し、アントラーズのチームドクターと理学療法士が整形外科医療、リハビリの高度なノウハウを地域に還元する形を整えた。

2020年に鹿嶋市、アントラーズ、その親会社であるメルカリの3者で締結した「鹿嶋市における地方創生事業に関する包括連携協定」を締結し、この協定によって、アントラーズがハブとなってパートナー企業などを自治体につなぎ、社会課題の解決に取り組む形が整った。

4. プロスポーツクラブを有効に使い切る

自治体から見ると、地域のプロスポーツクラブには、まちづくりにつながるさまざまな使い道がある。鹿島アントラーズはさまざまなデジタル施策を進めてきた。カスタマーリレーションシップマネジメントを回し、詳細にわたる顧客データを収集、管理、活用することで集客を図っている。アントラーズは、定期的なアンケートを実施しているが、このアンケート結果から、道

路の渋滞、交通アクセス、宿泊施設、駐車場の問題など地域が抱える課題が浮かび上がる。それはまさしく、試合に訪れる人々が抱えている鹿嶋地域の課題感であり、克服しなければならない重要な問題を指している。一方で、自治体に望みたいのは、地域の貴重な資源であるプロスポーツクラブの有効活用であり、活用を進めれば自治体ではできないことが可能になる。そうすれば、社会問題を解決し、まちづくりを推進することができるので、「もっとプロスポーツクラブの力を引き出し、使い切ってもらいたい」と講師は最後に言葉を結ばれた。

⑥(10月13日)パネルディスカッション

～文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展～

コーディネーター 小林 真理 氏 東京大学大学院人文社会系研究科教授

「一巡した文化芸術を活用したまちづくりへ ～自治体文化行政から魅力的なまちへ～」

「文化」が、観光や地域の活性化に資するという発想から、いま改めて「文化」が注目されている。文化領域が、観光・まちづくりへと画的(えてき)、空間的、境界を越えて展開されるようになって、ようやく文化の価値が広く認められ、不可欠な公共サービスとして再認識されるようになってきた。とりわけ、地域独自の多様な文化的・歴史的特性を再評価する視点、そして制度的な整備も相まって民間事業者の多様な技術力が不可欠なことから公民連携・公民協働が急激に進化を遂げている。

その中で欠けているのは「市民主体による地域の文化振興の実現」と、「地域社会の文化形成において市民が能動的に責任を担っていくという概念」。例えば文化事業なども「中央からパッケージで購入する」のではなく「自ら公演事業やフェスティバルを制作する」いわゆる「自分たちの地域から文化を発信していく」という市民の能動的な考え方が必要。

文化施設の活用で言えば、近年、新しく建て替えをした図書館や美術館が、衰退する中心市街地の活性化の一部を担っているケースが増えている。また文化ホールも、公演を行なっている時だけ人が集まる単なる上演施設ではなく、若者や高齢者の可能性を引き出す場になっている。今後は、まちづくりのコアとして、文化・文化施設を位置づけることで、魅力的なまちづくりができるのではないかと。

パネリスト 今川和佳子 氏 合同会社 i m a j i m u 代表取締役

「八戸の独自性が生み出してきたもの」

2000年初頭、多くの地方都市がそうであったように、八戸市も都市機能の郊外化によって中心市街地の求心力が著しく低下してきており、中心市街地活性化の起爆剤として八戸ポータルミュージアム「はっち」は2011年にオープンした。

今川氏は、「はっち」の開館準備に携わる初代コーディネーターで、待遇は嘱託職員。東京からのUターン者である。「はっち」は、美術館でもない、公民館とも違う、「貸し館事業」「自主事業」「会所場づくり事業」の3つのソフト事業軸を併せ持つ複合施設。

空間と空間の物理的な仕切りを極力少なくすることで、お互い見たり知ったりできる「生きた展示」が特徴。

アクティブな人々の様子がダイレクトに伝わることは賑わいが賑わいを生み、開館から1年で来館者88万8888人達成の偉業と、中心街の通行量30%増、空き店舗32事業所開設という副産物まで生んだ。「はっち」の成功は、関わったアーティストたちが口を揃えて言う「八戸の人は面白い!」というパワー溢れる市民性と、当初から貫かれている「八戸という地域を再発見する」という視点から生まれたものであり、それはその後建てられた「八戸ブックセンター」「八戸まちなか広場マチニワ」「八戸市美術館」や祭り、各種イベントの根底にも「八戸の独自性」が活かされている。

パネリスト 松橋 崇史 氏 拓殖大学商学部教授

「地域活性化におけるスポーツの役割とその変化」

「地域活性化とスポーツの関係」は、地域密着を掲げて 1993 年に開幕した J リーグ、2000 年代前半球団の経営不振を克服する過程で「地域密着」を積極的に取り入れたプロ野球、地域社会においても 1970 年代以降住民自治により立ち上がったスポーツクラブなどに見られる。

地域活性化におけるスポーツの役割としては、まず『「全力」を可視化するスポーツ』。

人は、選手やチームが「全力」でプレーするのを見ると心揺さぶられ、応援したくなる。

そのため、スポーツにより地域活性化には、「全力」で行うスポーツの「可視化」が効果的である。そして、スポーツを「可視化」することで、見ているものは「全力」でプレーする選手・チームに親和感を持つ。

その例として、「林業・木材加工業からの転換期に活躍した秋田県の県立能代工業のバスケットボール部の 20 年にも及ぶ黄金期」や「鉄鋼業の最盛期後に前人未到の 8 連覇を果たした新日鉄釜石ラグビー部」など、トップクラブの活躍が落ち込んだ地域の活性化に貢献した例が挙げられる。そして、もう一つ『多様性を体現するスポーツ』。

東京 2020 大会以降、パラリンピックスポーツは一気に身近に感じられるようになった。

健常者もパラスポーツを認知し、プレーする機会が増加したため、パラスポーツは普及し、共生社会の政策推進の機会に活かそうとする自治体にもパラスポーツは受け入れられた。

「パラスポーツが普及しても障害者の方々のプレー環境は十分とは言えない」など、課題は残っているが、多様性への認識や尊重、自治体の政策推進や課題解決には大いに貢献している。

その他に、国民体育大会やスポーツ基本法の施行、スポーツ庁の創設なども、スポーツによる地域活性化を促すこととなった。

パネリスト 頼重 秀一 氏 静岡県沼津市長

「スポーツとアニメを活用した賑わいの創出～誇り高い沼津を目指して～」

沼津市は、スポーツ・アニメを通じ、地域資源の掘り起こしや沼津の魅力発信に取り組んできた。その結果、多くの方々が沼津を訪れ、その方々と市民との交流の輪が広がるとともに、新たな市民や企業間の交流が生まれ、多くのビジネスチャンスが創出された。

・フェンシングのまち沼津

昭和 32 年に沼津市が国体のフェンシング競技会場になったことを契機に市内の複数の高校にフェンシング部が創設されたところから始まる。「スポーツを活用したまちづくり」を目指す市と、「東京一極集中から脱却し地方拠点を設けたい」との意向のあった広域社団法人日本フェンシング協会の方向性が合致し、2019 年全国初の包括連携協定を締結した。その後、公民連携の「フェンシングのまち沼津推進協議会」の設立、拠点施設「F3BASE」を開設するなど、官民一体となって「フェンシングのまち沼津」というオンリーワンブランドの形成を目指している。

・アスルクラロ沼津

沼津出身のゴン中山が監督の J リーグクラブ「アスルクラロ沼津」のホームタウンとして、サッカー教室、防災、健康づくり、環境美化、物産 PR など市政全般において「アスルクラロ沼津」と連携しながら様々な事業を展開している。

・サイクリストフレンドリーエリア沼津

沼津市を含む静岡県東部・伊豆地域が東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の自転車競技会場となって以降、狩野川や富士山を望む長い海岸沿い、起伏の多い山道など、初級者から上級者まで楽しめるサイクリングコースを整備するほか、廃校をリノベーションした拠点施設「NUMAZU サイクルステーション 静浦東」を設置するなどサイクルアクティビティを楽しめる環境を整備するなど、「サイクリストフレンドリーエリア」として認知度を高め、交流人口の拡大に取り組んでいる。

その他、プロサイクリングチーム『レバンテフジ静岡』、バレーボールV1リーグ『東レアローズ男子バレーボール部』、バスケットボールB2リーグ『ベルテックス静岡』と協定を結び、スポーツ以外でもアニメ『ラブライブ！サンシャイン！！』は、いまや沼津市にとって重要なコンテンツの一つとなっている。今後は、スポーツ・アニメを通じた取り組みを加速させ、まちが活気と魅力にあふれ、市民一人一人が町に誇りを持ち、いつまでも輝き続けるまちとして、次の100年への新たな一歩を力強く踏み出す。

パネリスト 山崎 善也 氏 京都府綾部市長

「文化芸術・スポーツで紡ぐまち・綾部～市民一人1文化・1スポーツの推進～」

・市民一人1文化・1スポーツの推進

「第6次綾部市総合計画」に基づき、文化芸術が人々に感動や生きる喜びをもたらす人生を豊かにすることから、多くの市民が文化芸術に触れ親しむ機会の充実を図り、「市民一人1文化」の推進により「文化のかおるまちづくりを目指す。また、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じていつまでもスポーツを楽しむことができるように「市民一人1スポーツ」をスローガンとして掲げ、スポーツの力で人とまちの活性化と都市との交流を進めている。

文化芸術やスポーツを通して市内外の交流を促進し、関係人口の増加から地域活性化や定住へと結びつけるため、2019年度に文化芸術とスポーツの所管を教育委員会から市長部局に移管し、文化芸術やスポーツと地域づくりを一体的に推進する体制を構築した。

・受け継がれる文化芸術の礎

わが国初の「世界連邦都市宣言」をしているほか、「未来へつなぐ文化のかおるまち推進事業」として京都市交響楽団や京都カルテットを誘致し、無料で一流の音楽に触れる機会を提供している。文化の継承としては、初代綾部藩主の九鬼氏によって伝えられた綾部踊り、綾部太鼓など各地域に伝わる太鼓が共演する「ドンドコ夏まつりなどがある。

・合唱のまち・綾部

2011年に開催された「国民文化祭」において、綾部市では「里山合唱フェスティバル」が開催され、全国から数多くの合唱団体が集い、熱演が繰り広げられた。これを一過性のものとせず「合唱のまち・綾部」を持続的に推進することとした。

・豊かな自然を活かしたスポーツによるまちづくり

「市民一人1スポーツ」の実現を目指して、自治会等対抗ソフトボール大会、市民駅伝大会など地域に根ざしたスポーツ大会のほか、サイクリング、カヌー、トレッキングなど、豊かな自然を活用したスポーツ観光の推進とともに、スポーツによるまちづくりに努めている。

5. 所 感

オガールでは、まちづくりは、「人」ではなく「不動産」という考え方、事業ありきでなく、身の丈に合った事業を遂行するという逆算方式での取り組みがおもしろい。今後、人口減少社会で財政も縮小していかなければならない状況下において、参考になる事例である。全国からも視察団がひっきりなしに訪れている。

また、無理せず、身の丈に合った事業にするが、手を抜いてはならない「オガール・デザイン会議」のメンバーは、一流どころを揃えている。公園のコンセプトも素晴らしかった。

さらに全国的に例のないバレーボールに特化した体育館、日本サッカー協会公認の施設をつくるなどの視点が素晴らしい。ビジネスホテルを併設していることで、合宿所としての機能を併せ持っている。敷地内にコンビニ、居酒屋、ベーカリーなどがあるため、宿泊者も外に出ずに済む。併せて、説明の端々から感じられた事業達成のポイントは「藤原前町長の、議会の反対に遭ってもブレなかったリーダーシップ」と「PPPを担う岡崎正信氏の存在」であった。つまりはトップの「やりとげる」という強い思いか？！

また、第85回全国都市問題会議においては、「はっち」と、徒歩圏内にある「八戸ブックセンター」「八戸まちなか広場マチニワ」を見て回ったが、どこも今までに見たこともない贅沢で魅力的な空間だった。そして、そこに目に飛び込んできた「酔っ払いに愛を！」の看板。

八戸というまちは、もう一度来たい！八戸の人たちともっと話したいと思わせるまちだった。

桑名市民に八戸市民と同様の熱量を求めるのは難しいであろうが、そのまちを愛する出身者で、東京など他の地からそのまちを冷静に見ることができる人をプロデューサーに起用するという手法は参考にできると思った。しかし何故、こんなまちなかに、こんな贅沢な建物がいくつも作れるのか？費用対効果は？具体的な話も聞きたかった。

桑名市は、歴史・文化的要素を兼ね備えたまちであるが、それをまちづくりに活かしているかと言えば、活かせていないと思う。「自分たちの地域から文化を発信していく」という市民主体で、市民が能動的に動くという概念が足りないからで、一番求められる概念と考える。

1000人規模を計画する「あやべ水源の里トレイルラン」は、豪華な競技場やスタジアムがなくても、今ある豊かな自然をフィールドとし、エイドステーションでの地域住民との交流が新たなリピーターを呼び込んでいるという。「ないものを求めるのではなく、あるものを活かす」という考え方は、どの場面においても参考になる。美しい自然と地域住民の心のこもったおもてなし、リピーターが増えるのも納得と感じた。

行政視察報告書

報告者：会派 絆 森 下 幸 泰

1. 日 時 令和5年10月11日(水)～10月13日(金)

2. 視 察 先 ・オガール紫波株式会社(岩手県紫波郡紫波町)
・八戸市公会堂・公会堂文化ホール(青森県八戸市)

3. 視察項目 ・オガール紫波株式会社
・第85回全国都市問題会議
①アートの役割って何だろう？
②八戸市の文化スポーツによるまちづくり
③まちづくりの活力は地域に根ざした文化政策から育まれる
④標高差1500mの地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出
⑤まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用
⑥パネルディスカッション
～文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展～

4. 視察内容

(10月11日) オガール紫波株式会社

案内：八重島 雄光 氏 オガール企画合同株式会社相談役

・「オガールプロジェクト」の「オガール」とは

「成長」を意味する紫波の方言「おがる」と、「駅」を意味するフランス語「Gare」を組み合わせた造語。紫波中央駅を紫波の未来を創造する出発駅とする決意が込められている。

・「オガールプロジェクト」とは

JR紫波中央駅前の町有地10.7haを中心とした都市整備を図るため、紫波町が町民や民間企業の意見を伺い、平成21年3月に議会の議決を経て策定した「紫波町公民連携基本計画」に基づき、平成21年度から始めた「紫波町駅前都市整備事業」。

「まちづくりとは、不動産の価値の向上」という考え方が根底に流れている。

・紫波町公民連携基本計画

理念：都市と農村の暮らしを「ゆしみ」、環境や景観に配慮したまちづくりを表現する場にする。

目的：「町民の資産」である町有地を活用して、財務負担を最小減に抑えながら、公共施設整備と民間施設等立地による経済開発の複合開発を行うこと。

方針：町の特色を生かし、人に優しい統一感のある景観で住みよい町にする。

・ **事業概要：**計画面積：21.2ha（町有地 10.7ha を含む）

事業期間：H21.4～H26.3

概算事業費（公共分）：19 億 4 千 5 百万円

町有地 10.7ha のうち民間活用想定面積 4.5ha

・ **オガール・デザイン会議**

オガール地区において都市デザインに優れた魅力的な街づくりを推進するため「オガール・デザイン会議」を町の要請で設置し、施設設計やデザインの調整を図る。有識者は、オガール紫波（株）の推薦に基づき、町長が委嘱する。

・ **オガールエリア内施設**

【**オガールベース：(株) オガールベース**】

日本初のバレーボール専用体育館・ビジネスホテル・コンビニエンスストア、飲食店、事務所などが入居する民間複合施設。

【**オガールプラザ：(株) オガールプラザ**】

紫波町情報交流館（図書館と交流館）と子育て応援センターの公共施設と、産直やカフェ、居酒屋、歯科、眼科、学習塾などの民間施設で官民複合施設。

【**役場庁舎：PFI手法（BTO方式）で整備された新庁舎**】

防災拠点としての機能を備えている。

【**エネルギーステーション：紫波グリーンエネルギー（株）**】

木質バイオマスボイラーを主な熱源として地域内熱供給を行う施設。

【**オガール保育園：社会福祉法人**】

民設民営の保育園。

【**オガールセンター：オガールセンター（株）**】

教育サポート施設、小児科、病児保育などが入居し、子育て環境の充実を図りながら周辺の施設と連携し、ライフスタイルを提案する複合施設。

【**オガール広場**】

紫波町の象徴である田園風景と都市空間をつなぐ、オガールエリアのシンボリックな場所（東広場・西広場・大通公園）。

【**岩手県フットボールセンター：(公社) 岩手県サッカー協会**】

日本サッカー協会公認のグラウンド。各種公式試合や幅広い世代のトレーニングセンターとしての機能を持つ。

【**オガールタウン日詰二十一区**】

地元工務店が地元の木で建てる紫波型エコハウスが建ち並ぶ景観と環境に配慮したまち。

基調講演**①アートの役割って何だろう？****講師：日比野 克彦氏 東京藝術大学長・アーティスト**

アートが個人および社会に与える機能・可能性について、以下の3つの視点からの捉え方を軸に、具体的な取り組み事例なども交えた講演であった。

1. 「アートは生きる力」

アートは、人間が豊かな人生を送る上で欠かせない要素であると強調された。特に、アートによる想像力の活用は、時間の制約から解放され、過去や未来への思いを自由に巡らせることを可能にする。これにより、私たちの日常生活における感情や記憶に新たな次元を加えることができる、「これまでとこれから」をつなぐものであり、人が人らしく生きていくために重要な役割を持っている。

2. 「アートは多様性の指針」

アートは、異なる文化や背景を持つ人々が共存する社会の構築に寄与すると説明された。アートによって、個々の特性が尊重され、多様な価値観が認識されることで、より寛容で豊かな社会が築かれる。SDGsの17の目標、169のターゲットにはアートの文字は入っていないが、HeartにもEarthにも“art”が含まれているのは興味深い。

3. 「社会的課題への取り組みにおけるアートの重要性」

最後に、アートが社会的な課題に対して持続可能なアプローチを提供するという点が強調された。アートによって人々の感情が動かされ、これにより日常生活に根ざした社会的な問題への新たな視点や解決策が生まれる。

具体的にアートを活用した社会課題の解決に向けた取り組みについて、「明後日朝顔プロジェクト」、熊本市での「ご用聞き」、高山市での「文化的処方」などが紹介された。

音楽療法などはすでに知られたアートの力ではあるが、それ以外にも様々な領域（医療、介護・福祉、教育、まちづくり、など）で、アートの力を活用する取り組みが始められており、今後、共生社会を目指していく上で、またSDGsを推進していく上で、アートの力が不可欠である。

アートは単なる創造的な表現にとどまらず、人間の内面と社会的な課題に深く関わり、それらを豊かにする可能性が示され、アートが持つこのような多面的な特性を活かして社会を構築していく基盤に据えることができれば、大きな力が世界を動かすのではなく、1人1人の小さいけれども、確実にある、少しずつ異なった多様な想いが、時代を変化させていくのではないか。

②八戸市の文化スポーツによるまちづくり**講師：熊谷 雄一氏 青森県八戸市長**

開催地を代表されて熊谷八戸市長から、全国からお集まりの皆様には今日、明日の会議が、皆様にとって実り多いものとなりますことを期待していると挨拶。八戸市の概要については、太平洋を臨む北東北の北東岸

に位置し、面積は約 305 ㎥で、人口は約 22 万人の中核市であり、ユネスコ無形文化遺産として八戸三社大祭の山車行事などの伝統文化やB 1 グランプリでゴールドグランプリを獲得した八戸せんべい汁。さらに中心市街地に昭和風情漂う夜の「8つの横丁」などは、当市が誇る貴重な地域資源である。

1. 背景と取り組み

現在、八戸市では「はちのへ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～」や「八戸市スポーツ推進計画」を定めている。

(1) 文化によるまちづくり

八戸三社大祭に色を添える「法霊神楽」などの伝統芸能。文芸、芸能、美術、華道、茶道、生活文化のジャンルでも、八戸市文化協会をはじめとして活動を繰り広げられてきた。音楽でもオーケストラ、合唱、ジャズなどの市民団体が公演を重ねている。2011 年に新たな交流と創造の拠点として開館した八戸ポータルミュージアム「はっち」は、地域資源の魅力を創出・発信し、文化芸術、産業、観光、市民活動、子育て支援といった各施設を一体にしてオープン。

(2) スポーツによるまちづくり

2019 年に防災拠点機能を併せ持つ屋内スケートリンク「八戸市長根屋内スケート場 Y S アリーナ八戸」がオープン。2020 年には、アイスリンクでありながら半日でバスケットボールコートに転換可能な民間施設「フラット八戸」が東北新幹線 J R 八戸駅西口に整備された。合宿や国内、国際大会が開催され選手が集まる新時代迎え、市民がスケートを日常事として楽しむ文化が生まれスポーツ ツーリズムの推進の可能性を秘めた展開が生まれるきっかけとなった。

2. 文化の力、スポーツの力

文化・スポーツが多くの人を惹きつけてやまないのは「生きる喜び」に訴えかけていることが多い。ここでは都市経営における文化・スポーツが持つ力について考察したい。

(1) 地域資源を活かす拠点とネットワークをつくること

公営のブックセンターは、書店機能を持つ「本のまち八戸」の拠点施設で、本を読む人、本を書く人、本でまちを盛り上げることを運営の基本方針として、様々な取り組みを行っている。

このブックセンターの取り組みの 1 つに、地元民間書店間のネットワークづくりがあり、地域の書店が共に盛り上げる素晴らしい取り組みをしている。本を介しての人との繋がりがある。

(2) 関心ごとやテーマに基づくコミュニティと当事者を増やす取り組み

無縁社会という言葉が流行語になる中で、インターネットや SNS の普及により人間関係も大きく変わった。市には伝統的な祭りがあり、この祭りで世代を超えた人的交流が帰属意識を高め、コミュニティが維持されている。

3. 今後の展望は開かれたパブリックな場をつくること

八戸美術館は、「ジャイアントルーム」というユニークな提案が設計プロポーザル評価されている。市では建物とストリートが連動するオープンな街路空間づくりを進めており、八戸屋台村みろく横丁のように、人が人を呼ぶ賑わいを先取りして行きたいと抱負を語られた。

③ まちづくりの活力は地域に根ざした文化政策から育まれる

講師：吉川 由美 氏 文化事業ディレクター・演出家

講師は、文化芸術を核として、地域に活力と新たな価値を創り出す活動にたずさわれ、八戸市のポータルミュージアム「はっち」で 10 年間アートプロジェクターをディレクションされていた経験がある。

1. まちのリノベーションと「はっち」の誕生

八戸市は中心街再生の起爆剤とすべく、八戸市ポータルミュージアム「はっち」を2011年2月に開館させた。この「はっち」は、観光、地域資源、ものづくり、食文化、祭礼と芸能、風俗、自然、子育て、市民活動、シアター、スタジオ、アーティスト・イン・レジデンス、コミュニティFMなど、多様な情報のショーケースであり、市民を主体とする様々な活動の拠点である。

講師は、「はっち」が開館する前から、次の3点についてプロジェクトを立案した。(1)中心市街地に関心空間にする。(2)フラットなコミュニケーションの場を創る。(3)地域資源の価値をみんなで見出す。当時、高校生から「中心市街地ってどこ？」と逆に聞かれ、ショックを受けたと講師は話す。地域資源への肯定感も高いとは言えなかった。

2. 「はっち」のアートプロジェクト

まちを再生する市民力をブーストするには、市民が自分事として参加できる、分野を横断し壁を揺さぶるようなアートプロジェクトが必要と考え、講師は地域に根ざしたテーマを探し、アーティストの皆さんや市職員、コーディネーターたちとプロジェクトを進めた。

「はっち」開館記念の「八戸レビュー」では、88人の市民に88組の市民を取材してもらい、それぞれのエピソードを執筆した。開館後は地域資源をさらに深く掘り起こすプロジェクトを推進した。八戸三社大祭の山車の造形と「デコトラ」に共通性を感じてリサーチすると、映画「トラック野郎」シリーズのトラックが、八戸近郊のトラックをモデルにしたものだったことを突き止めた。アートプロジェクトの現場では、人々の壁が壊れ、対等に語り合い、異なる価値観を容易に認め合う場が生まれた。

3. 地域社会の分母としての文化をみんなで見出す

八戸市は、「はちのへ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～」で、地域の固有性の追求、分野横断、社会包摂を指針として位置づけ、文化のまちづくりを進めている。

中心街には、八戸ブックセンター、八戸まちなか広場マチニワ、八戸市美術館を開設し、市民の関心を集める中心街には人が戻り、民間投資も進んだ結果、2018年に「はっち」周辺の基準地価が上昇し、青森県内において、中心部の商業地にとって18年ぶりのことであった。

八戸市では、八戸三社大祭が真夏の4日間にわたって開催される。「はっち」では、この祭りをテーマに「DASHI JIN」と題してプロジェクトを行った。

講師からは、祭りは地域経済を浮揚しうる観光産業の優良コンテンツでもある。その「商品」として祭りを支えているものは、多くの場合市民のボランティアな力だということを決して忘れてはならない。人々が疲弊することなく、祭りや芸能に参加する喜びと意義を感じ続けることがその継承につながる。「地域の分母としての文化」の価値を、今、行政も市民も意識するべきであると講師は力説された。経済のうねりが地域文化を疲弊させてしまう危険を見極めつつ、まちのソフトパワーと地域社会の分母を担う人づくりを意識し、地域に根ざした文化政策のあり方を考えたいと今回の講演を結ばれた。

④標高差1500mの地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出

講師：花岡 利夫 氏 長野県東御市長

長野県東御市(とうみ)市は、長野県の東部に位置する総面積112.37㎢で、人口3万人の小さなまちである。市の中央には、千曲川が東西に流れ、その右岸から浅間山系にかけては標高差が1,500mにも及ぶ南面傾斜の扇状地が広がっている。江戸期には北国街道の宿場町として「田中宿」、「海野宿」を中心に発展してきた。この「海野宿」は、伝統的な家並みが現在まで保存されており、昭和61年に「日本の道百選」に、昭和62年には「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、今では観光の要所になっている。市の北部にかかる上信越高原国立公園の湯の丸高原は、レンゲツツジの大群落やコマクサ、アヤメなど高山植物の宝庫で「花高原」とし

て親しまれている。

1. 文化・芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展に向け

平成 30 年に文化芸術やスポーツの一層の振興および身近な文化芸術やスポーツが持つ「魅力」や「可能性」を再認識し、総合的かつ効率的に推進できる体制の構築とともに、地域の資源や感性を活かした「まちづくり」を図るため、文化芸術行政とスポーツ行政を市長部局に移管しました。この移管にともない、文化芸術・スポーツが生み出す魅力と発展に向け、振興施策の方向性を示すための「東御市スポーツ推進計画」と「東御市文化芸術推進計画」を策定した。

2. まちの欠点を個性に

当市は、日当たりは良いが、平地が少ないことが「まちの欠点」と捉えられていた。地方創生で大切なのは、欠点を認めたうえで転換思考をもって地域の資源につなげることであり、標高差のある当市で思いついたのがワインの醸造であった。市長就任から 7 ケ月で、長野県初のワイン特区認定を取得。さらに標高差を活かせるものが「高地トレーニング」であった。

3. 地域固有の価値を創出し最大限に活かす

当市の「湯の丸高地トレーニング施設」が具体性を帯びたのは東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が決まった平成 25 年のことである。日本水泳連盟が当市へ視察に訪れ、湯の丸高原の 1750m という標高に興味を持っていただいた。平成 29 年に国内最高地点の全天候型 400mトラックが完成し、令和元年に 50m × 8 レーン、水深 2m の湯の丸屋内プールが完成。早期完成を目指すなかで、その建設費の一部を地方債で賄うこととした。完成後、湯の丸高原スポーツ交流施設全体の愛称命名権を GMO インターネットグループに取得していただいた。さらにパラリンピックアスリートの競技力向上にも資する施設環境を整えた。

4. 合言葉は「東御から世界へ」

令和 3 年の東京 2020 オリンピックで競泳ニッポンが獲得した金メダルは大橋悠依選手の 2 つ。当時の日本代表ヘッドコーチだった平井伯昌氏からは「東御の施設があったから大橋の金メダルがあった」との言葉をいただいた。東京 2020 オリンピック・パラリンピックを経て、湯の丸の評価は高まり、コーチの口コミや選手の SNS による発信もあって認知度は飛躍的に上がった。長野県の 1 つの市がつくった施設が競泳ニッポンの強化拠点として「東御から世界へ」は、地元のみならず、これからの競泳ニッポンの合言葉になっている。これからも、多くのアスリートが湯の丸でトレーニングを行い、国際的な競争力を向上させ、「東御から世界へ」向かい続ける場所であり続けるとともに、将来的には、湯の丸に医科学的なデータを集積させることで、市民の健康長寿の取り組みに還元できる場所にしていきたいと考えている。

⑤まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用

講師：鈴木 秀樹 氏 株式会社鹿島アントラーズ FC 取締役副社長

講師は、青森県八戸市出身で、1980 年にサッカー日本代表選抜候補に選出され、2010 年に株式会社鹿島アントラーズ FC 取締役副社長に就き、2014 年から筑波大学客員教授、2015 年から茨城県サッカー協会副会長、2022 年から同クラブ取締役副社長を務められている。

1. 全国に広がるプロスポーツクラブ

1993 年に 10 クラブでスタートした J リーグの加盟クラブは 30 年の歳月を経て、60 を数えるまでになった。バスケットボールの B リーグを合わせると、全国に 100 を超えるプロスポーツクラブが存在する。このプロスポーツクラブは、単に地域の賑わいをつくるだけではない。人々の心象風景を変えるにとどまらず、まちの姿そのものを変える力がある。つまり、プロスポーツクラブには地元自治体、企業と連携しながら、まちづくりを推進していくポテンシャルがある。

2. 鹿島アントラーズと地域との深いつながり

鹿島アントラーズの創設当初のホームタウン(活動区域)は鹿島町、大野村など5町村だったが、平成の町村合併を経て、現在は鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市という構成となった。このホームタウン5市の行政職員が1人ずつ1年交代でクラブに出向しているのもアントラーズならではの。これらの行政職員は、地域からの集客などに携わりながら、民間企業の経営感覚、意志決定のスピード、幅広い視野、斬新な発想の仕方を身に付けていく。さらに、2021年以降のクラウドファンディングは「アントラーズの未来をみんなで」と謳い、クラブはその財源を育成組織のグラウンドなどの施設整備に充てている。

3. 鹿島アントラーズによる地域の社会課題解決

鹿島アントラーズは国内最多の20冠を重ねながら、地域のシンボルとなり、賑わいをつくり、地域に根ざしたクラブづくりを進めながら地域の活性化させてきた。2006年にカシマスタジアム内にフィットネスクラブ「カシマウエルネスプラザ」を開設するとともに、2015年にカシマスタジアムに隣接する「アントラーズスポーツクリニック」を設立し、アントラーズのチームドクターと理学療法士が整形外科医療、リハビリの高度なノウハウを地域に還元する形を整えた。

2020年に鹿嶋市、アントラーズ、その親会社であるメルカリの3者で締結した「鹿嶋市における地方創生事業に関する包括連携協定」を締結し、この協定によって、アントラーズがハブとなってパートナー企業などを自治体につなぎ、社会課題の解決に取り組む形が整った。

4. プロスポーツクラブを有効に使い切る

自治体から見ると、地域のプロスポーツクラブには、まちづくりにつながるさまざまな使い道がある。鹿島アントラーズはさまざまなデジタル施策を進めてきた。カスタマーリレーションシップマネジメントを回し、詳細にわたる顧客データを収集、管理、活用することで集客を図っている。アントラーズは、定期的なアンケートを実施しているが、このアンケート結果から、道路の渋滞、交通アクセス、宿泊施設、駐車場の問題など地域が抱える課題が浮かび上がる。それはまさしく、試合に訪れる人々が抱えている鹿嶋地域の課題感であり、克服しなければならない重要な問題を指している。一方で、自治体に望みたいのは、地域の貴重な資源であるプロスポーツクラブの有効活用であり、活用を進めれば自治体ではできないことが可能になる。そうすれば、社会問題を解決し、まちづくりを推進することができるので、「もっとプロスポーツクラブの力を引き出し、使い切ってもらいたい」と講師は最後に言葉を結ばれた。

⑥(10月13日)パネルディスカッション

～文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展～

コーディネーター 小林 真理 氏 東京大学大学院人文社会系研究科教授

「一巡した文化芸術を活用したまちづくりへ ～自治体文化行政から魅力的なまちへ～」

「文化」が、観光や地域の活性化に資するという発想から、いま改めて「文化」が注目されている。文化領域が、観光・まちづくりへと画的(えてき)、空間的、境界を越えて展開されるようになって、ようやく文化の価値が広く認められ、不可欠な公共サービスとして再認識されるようになってきた。とりわけ、地域独自の多様な文化的・歴史的特性を再評価する視点、そして制度的な整備も相まって民間事業者の多様な技術力が不可欠なことから公民連携・公民協働が急激に進化を遂げている。

その中で欠けているのは「市民主体による地域の文化振興の実現」と、「地域社会の文化形成において市民が能動的に責任を担っていくという概念」。例えば文化事業なども「中央からパッケージで購入する」のではなく「自ら公演事業やフェスティバルを制作する」いわゆる「自分たちの地域から文化を発信していく」という市民の能動的な考え方が必要。

文化施設の活用で言えば、近年、新しく建て替えをした図書館や美術館が、衰退する中心市街地の活性化の一部を担っているケースが増えている。また文化ホールも、公演を行なっている時だけ人が集まる単なる上演施設ではなく、若者や高齢者の可能性を引き出す場になっている。今後は、まちづくりのコアとして、文化・文化施設を位置づけることで、魅力的なまちづくりができるのではないかと。

パネリスト 今川和佳子 氏 合同会社 i m a j i m u 代表取締役

「八戸の独自性が生み出してきたもの」

2000 年初頭、多くの地方都市がそうであったように、八戸市も都市機能の郊外化によって中心市街地の求心力が著しく低下してきており、中心市街地活性化の起爆剤として八戸ポータルミュージアム「はっち」は 2011 年にオープンした。

今川氏は、「はっち」の開館準備に携わる初代コーディネーターで、待遇は嘱託職員。東京からのUターン者である。「はっち」は、美術館でもない、公民館とも違う、「貸し館事業」「自主事業」「会所場づくり事業」の3つのソフト事業軸を併せ持つ複合施設。

空間と空間の物理的な仕切りを極力少なくすることで、お互い見たり知ったりできる「生きた展示」が特徴。

アクティブな人々の様子がダイレクトに伝わることは賑わいが賑わいを生み、開館から1年で来館者 88 万 8888 人達成の偉業と、中心街の通行量 30% 増、空き店舗 32 事業所開設という副産物まで生んだ。「はっち」の成功は、関わったアーティストたちが口を揃えて言う「八戸の人は面白い!」というパワー溢れる市民性と、当初から貫かれている「八戸という地域を再発見する」という視点から生まれたものであり、それはその後建てられた「八戸ブックセンター」「八戸まちなか広場マチニワ」「八戸市美術館」や祭り、各種イベントの根底にも「八戸の独自性」が活かされている。

パネリスト 松橋 崇史 氏 拓殖大学商学部教授

「地域活性化におけるスポーツの役割とその変化」

「地域活性化とスポーツの関係」は、地域密着を掲げて 1993 年に開幕した J リーグ、2000 年代前半球団の経営不振を克服する過程で「地域密着」を積極的に取り入れたプロ野球、地域社会においても 1970 年代以降住民自治により立ち上がったスポーツクラブなどに見られる。

地域活性化におけるスポーツの役割としては、まず『「全力」を可視化するスポーツ』。

人は、選手やチームが「全力」でプレーするのを見ると心揺さぶられ、応援したくなる。

そのため、スポーツにより地域活性化には、「全力」で行うスポーツの「可視化」が効果的である。そして、スポーツを「可視化」することで、見ているものは「全力」でプレーする選手・チームに親和感を持つ。

その例として、「林業・木材加工業からの転換期に活躍した秋田県の県立能代工業のバスケットボール部の 20 年にも及ぶ黄金期」や「鉄鋼業の最盛期後に前人未到の 8 連覇を果たした新日鉄釜石ラグビー部」など、トップクラブの活躍が落ち込んだ地域の活性化に貢献した例が挙げられる。そして、もう一つ『多様性を体現するスポーツ』。

東京 2020 大会以降、パラリンピックスポーツは一気に身近に感じられるようになった。

健常者もパラスポーツを認知し、プレーする機会が増加したため、パラスポーツは普及し、共生社会の政策推進の機会に活かそうとする自治体にもパラスポーツは受け入れられた。

「パラスポーツが普及しても障害者の方々のプレー環境は十分とは言えない」など、課題は残っているが、多様性への認識や尊重、自治体の政策推進や課題解決には大いに貢献している。

その他に、国民体育大会やスポーツ基本法の施行、スポーツ庁の創設なども、スポーツによる地域活性化を促すこととなった。

パネリスト 頼重 秀一 氏 静岡県沼津市長

「スポーツとアニメを活用した賑わいの創出～誇り高い沼津を目指して～」

沼津市は、スポーツ・アニメを通じ、地域資源の掘り起こしや沼津の魅力発信に取り組んできた。その結果、多くの方々が沼津を訪れ、その方々と市民との交流の輪が広がるとともに、新たな市民や企業間の交流が生まれ、多くのビジネスチャンスが創出された。

・フェンシングのまち沼津

昭和32年に沼津市が国体のフェンシング競技会場になったことを契機に市内の複数の高校にフェンシング部が創設されたところから始まる。「スポーツを活用したまちづくり」を目指す市と、「東京一極集中から脱却し地方拠点を設けたい」との意向のあった広域社団法人日本フェンシング協会の方向性が合致し、2019年全国初の包括連携協定を締結した。その後、公民連携の「フェンシングのまち沼津推進協議会」の設立、拠点施設「F3BASE」を開設するなど、官民一体となって「フェンシングのまち沼津」というオンリーワンブランドの形成を目指している。

・アスクラロ沼津

沼津出身のゴン中山が監督のJリーグクラブ「アスクラロ沼津」のホームタウンとして、サッカー教室、防災、健康づくり、環境美化、物産PRなど市政全般において「アスクラロ沼津」と連携しながら様々な事業を展開している。

・サイクリストフレンドリーエリア沼津

沼津市を含む静岡県東部・伊豆地域が東京2020オリンピック・パラリンピック大会の自転車競技会場となって以降、狩野川や富士山を望む長い海岸沿い、起伏の多い山道など、初級者から上級者まで楽しめるサイクリングコースを整備するほか、廃校をリノベーションした拠点施設「NUMAZUサイクルステーション静浦東」を設置するなどサイクルアクティビティを楽しめる環境を整備するなど、「サイクリストフレンドリーエリア」として認知度を高め、交流人口の拡大に取り組んでいる。

その他、プロサイクリングチーム『レバンテフジ静岡』、バレーボールV1リーグ『東レアローズ男子バレーボール部』、バスケットボールB2リーグ『ベルテックス静岡』と協定を結び、スポーツ以外にもアニメ『ラブライブ！サンシャイン！！』は、いまや沼津市にとって重要なコンテンツの一つとなっている。今後は、スポーツ・アニメを通じた取り組みを加速させ、まちが活気と魅力にあふれ、市民一人一人が町に誇りを持ち、いつまでも輝き続けるまちとして、次の100年への新たな一歩を力強く踏み出す。

パネリスト 山崎 善也 氏 京都府綾部市長

「文化芸術・スポーツで紡ぐまち・綾部～市民一人1文化・1スポーツの推進～」

・市民一人1文化・1スポーツの推進

「第6次綾部市総合計画」に基づき、文化芸術が人々に感動や生きる喜びをもたらす人生を豊かにすることから、多くの市民が文化芸術に触れ親しむ機会の充実を図り、「市民一人1文化」の推進により「文化のかおるまちづくりを目指す。また、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じていつまでもスポー

ツを楽しむことができるように「市民一人1スポーツ」をスローガンとして掲げ、スポーツの力で人とまちの活性化と都市との交流を進めている。

文化芸術やスポーツを通して市内外の交流を促進し、関係人口の増加から地域活性化や定住へと結びつけるため、2019 年度に文化芸術とスポーツの所管を教育委員会から市長部局に移管し、文化芸術やスポーツと地域づくりを一体的に推進する体制を構築した。

・受け継がれる文化芸術の礎

わが国初の「世界連邦都市宣言」をしているほか、「未来へつなぐ文化のかおるまち推進事業」として京都市交響楽団や京都カルテットを誘致し、無料で一流の音楽に触れる機会を提供している。文化の継承としては、初代綾部藩主の九鬼氏によって伝えられた綾部踊り、綾部太鼓など各地域に伝わる太鼓が共演する「ドンドコ夏まつりなどがある。

・合唱のまち・綾部

2011 年に開催された「国民文化祭」において、綾部市では「里山合唱フェスティバル」が開催され、全国から数多くの合唱団体が集い、熱演が繰り広げられた。これを一過性のものとせず「合唱のまち・綾部」を持続的に推進することとした。

・豊かな自然を活かしたスポーツによるまちづくり

「市民一人1スポーツ」の実現を目指して、自治会等対抗ソフトボール大会、市民駅伝大会など地域に根ざしたスポーツ大会のほか、サイクリング、カヌー、トレッキングなど、豊かな自然を活用したスポーツ観光の推進とともに、スポーツによるまちづくりに努めている。

5. 所 感

都市問題会議では、文化芸術およびスポーツが持つ意義と都市における役割について深く掘り下げ、自治体がこれらの分野にどのように貢献していけるかについて、多くの事例とともに具体的提言も行われた。

なかでも、「文化リンクワーカー」による「文化的処方」は、ソーシャルワークという福祉的な側面だけでなく、地域の文化芸術的資源などを活用し、Healthy Driven だけでなく、Happiness Driven も重視した概念であり、今後ますます重要になってくる Well-being の概念にもつながる重要な取り組みであり、本市においても必要不可欠な考えであると感じた。

また、様々な事例を目にして、改めて文化・スポーツは、大人や子ども、障害の有無といった違いを超えたものであり、包摂的で公正な共生社会の形成に非常に重要なものであると感じた。本市においては、石取祭をはじめとした伝統的な祭りや、設立から 30 年を迎え、様々な文化・芸術活動を行っている文化協会、またプロ・アマを問わず多くのスポーツ団体など、文化・スポーツの基盤はすでにあると考えられる。本会議の中で孔子の「近き者悦ばば遠き者来たる」という言葉も紹介されていた。移住・定住促進が重要なことはもちろんだが、それも住民が自信を持って自分たちのまちの素晴らしさを語ることが根底になくしてはならない。そのために、本市の文化芸術・スポーツ的基盤との社会的な連携と協力することで持続可能な桑名を作っていかなければならないと考える。

行政視察報告書

報告者：会派 絆 太 田 誠

1. 日 時 令和5年10月11日(水)～10月13日(金)

2. 視 察 先 ・オガール紫波株式会社(岩手県紫波郡紫波町)
・八戸市公会堂・公会堂文化ホール(青森県八戸市)

3. 視察項目 ・オガール紫波株式会社
・第85回全国都市問題会議
①アートの役割って何だろう？
②八戸市の文化スポーツによるまちづくり
③まちづくりの活力は地域に根ざした文化政策から育まれる
④標高差1500mの地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出
⑤まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用
⑥パネルディスカッション
～文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展～

4. 視察内容

(10月11日) オガール紫波株式会社

案内：八重島 雄光 氏 オガール企画合同株式会社相談役

・「オガールプロジェクト」の「オガール」とは

「成長」を意味する紫波の方言「おがる」と、「駅」を意味するフランス語「Gare」を組み合わせた造語。紫波中央駅を紫波の未来を創造する出発駅とする決意が込められている。

・「オガールプロジェクト」とは

JR紫波中央駅前の町有地10.7haを中心とした都市整備を図るため、紫波町が町民や民間企業の意見を伺い、平成21年3月に議会の議決を経て策定した「紫波町公民連携基本計画」に基づき、平成21年度から始めた「紫波町駅前都市整備事業」。

「まちづくりとは、不動産の価値の向上」という考え方が根底に流れている。

・紫波町公民連携基本計画

理念：都市と農村の暮らしを「ゆしみ」、環境や景観に配慮したまちづくりを表現する場にする。

目的：「町民の資産」である町有地を活用して、財務負担を最小減に抑えながら、公共施設整備と民間施設等立地による経済開発の複合開発を行うこと。

方針：町の特色を生かし、人に優しい統一感のある景観で住みよい町にする。

・事業概要：計画面積：21.2ha（町有地 10.7ha を含む）

事業期間：H21.4～H26.3

概算事業費（公共分）：19 億 4 千 5 百万円

町有地 10.7ha のうち民間活用想定面積 4.5ha

・オガール・デザイン会議

オガール地区において都市デザインに優れた魅力的な街づくりを推進するため「オガール・デザイン会議」を町の要請で設置し、施設設計やデザインの調整を図る。有識者は、オガール紫波（株）の推薦に基づき、町長が委嘱する。

・オガールエリア内施設

【オガールベース：（株）オガールベース】

日本初のバレーボール専用体育館・ビジネスホテル・コンビニエンスストア、飲食店、事務所などが入居する民間複合施設。

【オガールプラザ：（株）オガールプラザ】

紫波町情報交流館（図書館と交流館）と子育て応援センターの公共施設と、産直やカフェ、居酒屋、歯科、眼科、学習塾などの民間施設で官民複合施設。

【役場庁舎：PFI 手法（BTO 方式）で整備された新庁舎】

防災拠点としての機能を備えている。

【エネルギーステーション：紫波グリーンエネルギー（株）】

木質バイオマスボイラーを主な熱源として地域内熱供給を行う施設。

【オガール保育園：社会福祉法人】

民設民営の保育園。

【オガールセンター：オガールセンター（株）】

教育サポート施設、小児科、病児保育などが入居し、子育て環境の充実に図りながら周辺の施設と連携し、ライフスタイルを提案する複合施設。

【オガール広場】

紫波町の象徴である田園風景と都市空間をつなぐ、オガールエリアのシンボリックな場所（東広場・西広場・大通公園）。

【岩手県フットボールセンター：（公社）岩手県サッカー協会】

日本サッカー協会公認のグラウンド。各種公式試合や幅広い世代のトレーニングセンターとしての機能を持つ。

【オガールタウン日詰二十一区】

地元工務店が地元の木で建てる紫波型エコハウスが建ち並ぶ景観と環境に配慮したまち。

○(10月12日)第85回全国都市問題会議

基調講演

①アートの役割って何だろう？

講師：日比野 克彦氏 東京藝術大学長・アーティスト

アートが個人および社会に与える機能・可能性について、以下の3つの視点からの捉え方を軸に、具体的な取り組み事例なども交えた講演であった。

1. 「アートは生きる力」

アートは、人間が豊かな人生を送る上で欠かせない要素であると強調された。特に、アートによる想像力の活用は、時間の制約から解放され、過去や未来への思いを自由に巡らせることを可能にする。これにより、私たちの日常生活における感情や記憶に新たな次元を加えることができる、「これまでとこれから」をつなぐものであり、人が人らしく生きていくために重要な役割を持っている。

2. 「アートは多様性の指針」

アートは、異なる文化や背景を持つ人々が共存する社会の構築に寄与すると説明された。アートによって、個々の特性が尊重され、多様な価値観が認識されることで、より寛容で豊かな社会が築かれる。SDGsの17の目標、169のターゲットにはアートの文字は入っていないが、HeartにもEarthにも“art”が含まれているのは興味深い。

3. 「社会的課題への取り組みにおけるアートの重要性」

最後に、アートが社会的な課題に対して持続可能なアプローチを提供するという点が強調された。アートによって人々の感情が動かされ、これにより日常生活に根ざした社会的な問題への新たな視点や解決策が生み出される。

具体的にアートを活用した社会課題の解決に向けた取り組みについて、「明後日朝顔プロジェクト」、熊本市での「ご用聞き」、高山市での「文化的処方」などが紹介された。

音楽療法などはすでに知られたアートの力ではあるが、それ以外にも様々な領域（医療、介護・福祉、教育、まちづくり、など）で、アートの力を活用する取り組みが始められており、今後、共生社会を目指していく上で、またSDGsを推進していく上で、アートの力が不可欠である。

アートは単なる創造的な表現にとどまらず、人間の内面と社会的な課題に深く関わり、それらを豊かにする可能性が示され、アートが持つこのような多面的な特性を活かして社会を構築していく基盤に据えることができれば、大きな力が世界を動かすのではなく、1人1人の小さいけれども、確実にある、少しずつ異なった多様な想いが、時代を変化させていくのではないかと。

②八戸市の文化スポーツによるまちづくり

講師：熊谷 雄一 氏 青森県八戸市長

開催地を代表されて熊谷八戸市長から、全国からお集まりの皆様には今日、明日の会議が、皆様にとって実り多いものとなりますことを期待していると挨拶。八戸市の概要については、太平洋を臨む北東北の北東岸に位置し、面積は約305㎢で、人口は約22万人の中核市であり、ユネスコ無形文化遺産として八戸三社大祭の山車行事などの伝統文化やB1グランプリでゴールドグランプリを獲得した八戸せんべい汁。さらに中心市街地に昭和風情漂う夜の「8つの横丁」などは、当市が誇る貴重な地域資源である。

1. 背景と取り組み

現在、八戸市では「はちのべ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～」や「八戸市スポーツ推進計画」を定めている。

(1)文化によるまちづくり

八戸三社大祭に色を添える「法霊神楽」などの伝統芸能。文芸、芸能、美術、華道、茶道、生活文化のジャンルでも、八戸市文化協会をはじめとして活動を繰り広げられてきた。音楽でもオーケストラ、合唱、ジャズなどの市民団体が公演を重ねている。2011年に新たな交流と創造の拠点として開館した八戸ポータルミュージアム「はっち」は、地域資源の魅力を創出・発信し、文化芸術、産業、観光、市民活動、子育て支援といった各施設を一体にしてオープン。

(2)スポーツによるまちづくり

2019年に防災拠点機能を併せ持つ屋内スケートリンク「八戸市長根屋内スケート場Y Sアリーナ八戸」がオープン。2020年には、アイスリンクでありながら半日でバスケットボールコートに転換可能な民間施設「フラット八戸」が東北新幹線JR八戸駅西口に整備された。合宿や国内、国際大会が開催され選手が集まる新時代迎え、市民がスケートを日常事として楽しむ文化が生まれスポーツ ツーリズムの推進の可能性を秘めた展開が生まれるきっかけとなった。

2. 文化の力、スポーツの力

文化・スポーツが多くの人を惹きつけてやまないのは「生きる喜び」に訴えかけていることが多い。ここでは都市経営における文化・スポーツが持つ力について考察したい。

(1) 地域資源を活かす拠点とネットワークをつくること

公営のブックセンターは、書店機能を持つ「本のまち八戸」の拠点施設で、本を読む人、本を書く人、本でまちを盛り上げることを運営の基本方針として、様々な取り組みを行っている。

このブックセンターの取り組みの1つに、地元民間書店間のネットワークづくりがあり、地域の書店が共に盛り上げる素晴らしい取り組みをしている。本を介しての人との繋がりがある。

(2) 関心ごとやテーマに基づくコミュニティと当事者を増やす取り組み

無縁社会という言葉が流行語になる中で、インターネットやSNSの普及により人間関係も大きく変わった。市には伝統的な祭りがあり、この祭りで世代を超えた人的交流が帰属意識を高め、コミュニティが維持されている。

3. 今後の展望は開かれたパブリックな場をつくること

八戸美術館は、「ジャイアントルーム」というユニークな提案が設計プロポーザル評価されている。市では建物とストリートが連動するオープンな街路空間づくりを進めており、八戸屋台村みろく横丁のように、人が人を呼ぶ賑わいを先取りして行きたいと抱負を語られた。

③ まちづくりの活力は地域に根ざした文化政策から育まれる

講師：吉川 由美 氏 文化事業ディレクター・演出家

講師は、文化芸術を核として、地域に活力と新たな価値を創り出す活動にたずさわれ、八戸市のポータルミュージアム「はっち」で10年間アートプロジェクターをディレクションされていた経験がある。

1. まちのリノベーションと「はっち」の誕生

八戸市は中心街再生の起爆剤とすべく、八戸市ポータルミュージアム「はっち」を2011年2月に開館させた。この「はっち」は、観光、地域資源、ものづくり、食文化、祭礼と芸能、風俗、自然、子育て、市民活動、シアター、スタジオ、アーティスト・イン・レジデンス、コミュニティFMなど、多様な情報のショーケースであり、市民を主体とする様々な活動の拠点である。

講師は、「はっち」が開館する前から、次の3点についてプロジェクトを立案した。(1) 中心市街地を関心空間にする。(2) フラットなコミュニケーションの場を創る。(3) 地域資源の価値をみんなで見出す。当時、高校生から「中心市街地ってどこ？」と逆に聞かれ、ショックを受けたと講師は話す。地域資源への肯定感も高いとは言えなかった。

2. 「はっち」のアートプロジェクト

まちを再生する市民力をブーストするには、市民が自分事として参加できる、分野を横断し壁を揺さぶるようなアートプロジェクトが必要と考え、講師は地域に根ざしたテーマを探し、アーティストの皆さんや市職員、コーディネーターたちとプロジェクトを進めた。

「はっち」開館記念の「八戸レビュー」では、88人の市民に88組の市民を取材してもらい、それぞれのエピソードを執筆した。開館後は地域資源をさらに深く掘り起こすプロジェクトを推進した。八戸三社大祭の山車の造形と「デコトラ」に共通性を感じてリサーチすると、映画「トラック野郎」シリーズのトラックが、八戸近郊のトラックをモデルにしたものだったことを突き止めた。アートプロジェクトの現場では、人々の壁が壊れ、対等に語り合い、異なる価値観を容易に認め合う場が生まれた。

3. 地域社会の分母としての文化をみんなで見出す

八戸市は、「はちのへ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～」で、地域の固有性の追求、分野横断、社会包摂を指針として位置づけ、文化のまちづくりを進めている。

中心街には、八戸ブックセンター、八戸まちなか広場マチニワ、八戸市美術館を開設し、市民の関心を集める中心街には人が戻り、民間投資も進んだ結果、2018年に「はっち」周辺の基準地価が上昇し、青森県内において、中心部の商業地にとって18年ぶりのことであった。

八戸市では、八戸三社大祭が真夏の4日間にわたって開催される。「はっち」では、この祭りをテーマに「DASHI JIN」と題してプロジェクトを行った。

講師からは、祭りは地域経済を浮揚しうる観光産業の優良コンテンツでもある。その「商品」として祭りを支えているものは、多くの場合市民のボランティアな力だということを決して忘れてはならない。人々が疲弊することなく、祭りや芸能に参加する喜びと意義を感じ続けることがその継承につながる。「地域の分母としての文化」の価値を、今、行政も市民も意識すべきであると講師は力説された。経済のうねりが地域文化を疲弊させてしまう危険を見極めつつ、まちのソフトパワーと地域社会の分母を担う人づくりを意識し、地域に根ざした文化政策のあり方を考えたいと今回の講演を結ばれた。

④標高差1500mの地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出

講師：花岡 利夫 氏 長野県東御市長

長野県東御市(とうみ)市は、長野県の東部に位置する総面積112.37㎢で、人口3万人の小さなまちである。市の中央には、千曲川が東西に流れ、その右岸から浅間山系にかけては標高差が1,500mにも及ぶ南面傾斜の扇状地が広がっている。江戸期には北国街道の宿場町として「田中宿」、「海野宿」を中心に発展してきた。この「海野宿」は、伝統的な家並みが現在まで保存されており、昭和61年に「日本の道百選」に、昭和62年には「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、今では観光の要所になっている。市の北部にかかる上信越高原国立公園の湯の丸高原は、レンゲツツジの大群落やコマクサ、アヤメなど高山植物の宝庫で「花高原」として親しまれている。

1. 文化・芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展に向け

平成30年に文化芸術やスポーツの一層の振興および身近な文化芸術やスポーツが持つ「魅力」や「可能性」を再認識し、総合的かつ効率的に推進できる体制の構築とともに、地域の資源や感性を活かした「まちづくり」を図るため、文化芸術行政とスポーツ行政を市長部局に移管しました。この移管にともない、文化芸術・スポーツが生み出す魅力と発展に向け、振興施策の方向性を示すための「東御市スポーツ推進計画」と「東御市文化芸術推進計画」を策定した。

2. まちの欠点を個性に

当市は、日当たりは良いが、平地が少ないことが「まちの欠点」と捉えられていた。地方創生で大切なのは、欠点を認めたくてで転換思考をもって地域の資源につなげることであり、標高差のある当市で思いついたのがワインの醸造であった。市長就任から7ヶ月で、長野県初のワイン特区認定を取得。さらに標高差を活かせるものが「高地トレーニング」であった。

3. 地域固有の価値を創出し最大限に活かす

当市の「湯の丸高地トレーニング施設」が具体性を帯びたのは東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決まった平成25年のことである。日本水泳連盟が当市へ視察に訪れ、湯の丸高原の1750mという標高に興味を持っていただいた。平成29年に国内最高地点の全天候型400mトラックが完成し、令和元年に50m×8レーン、水深2mの湯の丸屋内プールが完成。早期完成を目指すなかで、その建設費の一部を地方債で賄うこととした。完成後、湯の丸高原スポーツ交流施設全体の愛称命名権をGMOインターネットグループに取得していただいた。さらにパラリンピックアスリートの競技力向上にも資する施設環境を整えた。

4. 合言葉は「東御から世界へ」

令和3年の東京2020オリンピックで競泳ニッポンが獲得した金メダルは大橋悠依選手の2つ。当時の日本代表ヘッドコーチだった平井伯昌氏からは「東御の施設があったから大橋の金メダルがあった」との言葉をいただいた。東京2020オリンピック・パラリンピックを経て、湯の丸の評価は高まり、コーチの口コミや選手のSNSによる発信もあって認知度は飛躍的に上がった。長野県の1つの市がつくった施設が競泳ニッポンの強化拠点として「東御から世界へ」は、地元のみならず、これからの競泳ニッポンの合言葉になっている。これからも、多くのアスリートが湯の丸でトレーニングを行い、国際的な競争力を向上させ、「東御から世界へ」向かい続ける場所であり続けるとともに、将来的には、湯の丸に医科学的なデータを集積させることで、

市民の健康長寿の取り組みに還元できる場所にしていきたいと考えている。

⑤まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用

講師：鈴木 秀樹 氏 株式会社鹿島アントラーズFC 取締役副社長

講師は、青森県八戸市出身で、1980年にサッカー日本代表選抜候補に選出され、2010年に株式会社鹿島アントラーズFC取締役に就き、2014年から筑波大学客員教授、2015年から茨城県サッカー協会副会長、2022年から同クラブ取締役副社長を務められている。

1. 全国に広がるプロスポーツクラブ

1993年に10クラブでスタートしたJリーグの加盟クラブは30年の歳月を経て、60を数えるまでになった。バスケットボールのBリーグを合わせると、全国に100を超えるプロスポーツクラブが存在する。このプロスポーツクラブは、単に地域の賑わいをつくるだけではない。人々の心象風景を変えるにとどまらず、まちの姿そのものを変える力がある。つまり、プロスポーツクラブには地元自治体、企業と連携しながら、まちづくりを推進していくポテンシャルがある。

2. 鹿島アントラーズと地域との深いつながり

鹿島アントラーズの創設当初のホームタウン(活動区域)は鹿島町、大野村など5町村だったが、平成の町村合併を経て、現在は鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市という構成となった。このホームタウン5市の行政職員が1人ずつ1年交代でクラブに出向しているのもアントラーズならではの。これらの行政職員は、地域からの集客などに携わりながら、民間企業の経営感覚、意志決定のスピード、幅広い視野、斬新な発想の仕方を身に付けていく。さらに、2021年以降のクラウドファンディングは「アントラーズの未来をみんなで」と謳い、クラブはその財源を育成組織のグラウンドなどの施設整備に充てている。

3. 鹿島アントラーズによる地域の社会課題解決

鹿島アントラーズは国内最多の20冠を重ねながら、地域のシンボルとなり、賑わいをつくり、地域に根ざしたクラブづくりを進めながら地域の活性化させてきた。2006年にカシマスタジアム内にフィットネスクラブ「カシマウエルネスプラザ」を開設するとともに、2015年にカシマスタジアムに隣接する「アントラーズスポーツクリニック」を設立し、アントラーズのチームドクターと理学療法士が整形外科医療、リハビリの高度なノウハウを地域に還元する形を整えた。

2020年に鹿嶋市、アントラーズ、その親会社であるメルカリの3者で締結した「鹿嶋市における地方創生事業に関する包括連携協定」を締結し、この協定によって、アントラーズがハブとなってパートナー企業などを自治体につなぎ、社会課題の解決に取り組む形が整った。

4. プロスポーツクラブを有効に使い切る

自治体から見ると、地域のプロスポーツクラブには、まちづくりにつながるさまざまな使い道がある。鹿島アントラーズはさまざまなデジタル施策を進めてきた。カスタマーリレーションシップマネジメントを回し、詳細にわたる顧客データを収集、管理、活用することで集客を図っている。アントラーズは、定期的なアンケートを実施しているが、このアンケート結果から、道路の渋滞、交通アクセス、宿泊施設、駐車場の問題など地域が抱える課題が浮かび上がる。それはまさしく、試合に訪れる人々が抱えている鹿嶋地域の課題感であり、克服しなければならない重要な問題を指している。一方で、自治体に望みたいのは、地域の貴重な資源であるプロスポーツクラブの有効活用であり、活用を進めれば自治体ではできないことが可能になる。そうすれば、社会問題を解決し、まちづくりを推進することができるので、「もっとプロスポーツクラブの力を引き出し、使い切ってもらいたい」と講師は最後に言葉を結ばれた。

⑥(10月13日)パネルディスカッション

～文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展～

コーディネーター 小林 真理 氏 東京大学大学院人文社会系研究科教授

「一巡した文化芸術を活用したまちづくりへ ～自治体文化行政から魅力的なまちへ～」

「文化」が、観光や地域の活性化に資するという発想から、いま改めて「文化」が注目されている。文化領域が、観光・まちづくりへと画的(えてき)、空間的、境界を越えて展開されるようになって、ようやく文化の価値が広く認められ、不可欠な公共サービスとして再認識されるようになってきた。とりわけ、地域独自の多様な文化的・歴史的特性を再評価する視点、

そして制度的な整備も相まって民間事業者の多様な技術力が不可欠なことから公民連携・公民協働が急激に進化を遂げている。

その中で欠けているのは「市民主体による地域の文化振興の実現」と、「地域社会の文化形成において市民が能動的に責任を担っていくという概念」。例えば文化事業なども「中央からパッケージで購入する」のではなく「自ら公演事業やフェスティバルを制作する」いわゆる「自分たちの地域から文化を発信していく」という市民の能動的な考え方が必要。

文化施設の活用で言えば、近年、新しく建て替えをした図書館や美術館が、衰退する中心市街地の活性化の一部を担っているケースが増えている。また文化ホールも、公演を行なっている時だけ人が集まる単なる上演施設ではなく、若者や高齢者の可能性を引き出す場になっている。今後は、まちづくりのコアとして、文化・文化施設を位置づけることで、魅力的なまちづくりができるのではないか。

パネリスト 今川和佳子 氏 合同会社 i m a j i m u 代表取締役

「八戸の独自性が生み出してきたもの」

2000年初頭、多くの地方都市がそうであったように、八戸市も都市機能の郊外化によって中心市街地の求心力が著しく低下してきており、中心市街地活性化の起爆剤として八戸ポータルミュージアム「はっち」は2011年にオープンした。

今川氏は、「はっち」の開館準備に携わる初代コーディネーターで、待遇は嘱託職員。東京からのUターン者である。「はっち」は、美術館でもない、公民館とも違う、「貸し館事業」「自主事業」「会所場づくり事業」の3つのソフト事業軸を併せ持つ複合施設。

空間と空間の物理的な仕切りを極力少なくすることで、お互い見たり知ったりできる「生きた展示」が特徴。

アクティブな人々の様子がダイレクトに伝わることは賑わいが賑わいを生み、開館から1年で来館者 88 万 8888 人達成の偉業と、中心街の通行量 30%増、空き店舗 32 事業所開設という副産物まで生んだ。「はっち」の成功は、関わったアーティストたちが口を揃えて言う「八戸の人は面白い!」というパワー溢れる市民性と、当初から貫かれている「八戸という地域を再発見する」という視点から生まれたものであり、それはその後建てられた「八戸ブックセンター」「八戸まちなか広場マチニワ」「八戸市美術館」や祭り、各種イベントの根底にも「八戸の独自性」が活かされている。

パネリスト 松橋 崇史 氏 拓殖大学商学部教授

「地域活性化におけるスポーツの役割とその変化」

「地域活性化とスポーツの関係」は、地域密着を掲げて1993年に開幕したJリーグ、2000年代前半球団の経営不振を克服する過程で「地域密着」を積極的に取り入れたプロ野球、地域社会においても1970年代以降住民自治により立ち上がったスポーツクラブなどに見られる。

地域活性化におけるスポーツの役割としては、まず『「全力」を可視化するスポーツ』。人は、選手やチームが「全力」でプレーするのを見ると心揺さぶられ、応援したくなる。

そのため、スポーツにより地域活性化には、「全力」で行うスポーツの「可視化」が効果的である。そして、スポーツを「可視化」することで、見ているものは「全力」でプレーする選手・チームに親和感を持つ。

その例として、「林業・木材加工業からの転換期に活躍した秋田県の県立能代工業のバスケットボール部の20年にも及ぶ黄金期」や「鉄鋼業の最盛期後に前人未到の8連覇を果たした新日鉄釜石ラグビー部」など、トップクラブの活躍が落ち込んだ地域の活性化に貢献した例が挙げられる。そして、もう一つ『多様性を体現するスポーツ』。

東京2020大会以降、パラリンピックスポーツは一気に身近に感じられるようになった。

健常者もパラスポーツを認知し、プレーする機会が増加したため、パラスポーツは普及し、共生社会の政策推進の機会に活かそうとする自治体にもパラスポーツは受け入れられた。

「パラスポーツが普及しても障害者の方々のプレー環境は十分とは言えない」など、課題は残っているが、多様性への認識

や尊重、自治体の政策推進や課題解決には大いに貢献している。

その他に、国民体育大会やスポーツ基本法の施行、スポーツ庁の創設なども、スポーツによる地域活性化を促すこととなった。

パネリスト 頼重 秀一 氏 静岡県沼津市長

「スポーツとアニメを活用した販わいの創出～誇り高い沼津を目指して～」

沼津市は、スポーツ・アニメを通じ、地域資源の掘り起こしや沼津の魅力発信に取り組んできた。その結果、多くの方々が沼津を訪れ、その方々と市民との交流の輪が広がるとともに、新たな市民や企業間の交流が生まれ、多くのビジネスチャンスが創出された。

・フェンシングのまち沼津

昭和 32 年に沼津市が国体のフェンシング競技会場になったことを契機に市内の複数の高校にフェンシング部が創設されたところから始まる。「スポーツを活用したまちづくり」を目指す市と、「東京一極集中から脱却し地方拠点を設けたい」との意向のあった広域社団法人日本フェンシング協会の方向性が合致し、2019 年全国初の包括連携協定を締結した。その後、公民連携の「フェンシングのまち沼津推進協議会」の設立、拠点施設「F 3 B A S E」を開設するなど、官民一体となって「フェンシングのまち沼津」というオンリーワンブランドの形成を目指している。

・アスクラロ沼津

沼津出身のゴン中山が監督の J リーグクラブ「アスクラロ沼津」のホームタウンとして、サッカー教室、防災、健康づくり、環境美化、物産 PR など市政全般において「アスクラロ沼津」と連携しながら様々な事業を展開している。

・サイクリストフレンドリーエリア沼津

沼津市を含む静岡県東部・伊豆地域が東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の自転車競技会場となって以降、狩野川や富士山を望む長い海岸沿い、起伏の多い山道など、初級者から上級者まで楽しめるサイクリングコースを整備するほか、廃校をリノベーションした拠点施設「NUMAZU サイクルステーション静浦東」を設置するなどサイクルアクティビティを楽しめる環境を整備するなど、「サイクリスト フレンドリーエリア」として認知度を高め、交流人口の拡大に取り組んでいる。

その他、プロサイクリングチーム『レバンテフジ静岡』、バレーボール V1 リーグ『東レアローズ男子バレーボール部』、バスケットボール B2 リーグ『ベルテックス静岡』と協定を結び、スポーツ以外でもアニメ『ラブライブ！サンシャイン！！』は、いまや沼津市にとって重要なコンテンツの一つとなっている。今後は、スポーツ・アニメを通じた取り組みを加速させ、まちが活気と魅力にあふれ、市民一人一人が町に誇りを持ち、いつまでも輝き続けるまちとして、次の 100 年への新たな一歩を力強く踏み出す。

パネリスト 山崎 善也 氏 京都府綾部市長

「文化芸術・スポーツで紡ぐまち・綾部～市民一人1文化・1スポーツの推進～」

・市民一人1文化・1スポーツの推進

「第6次綾部市総合計画」に基づき、文化芸術が人々に感動や生きる喜びをもたらす人生を豊かにすることから、多くの市民が文化芸術に触れ親しむ機会の充実を図り、「市民一人1文化」の推進により「文化のかおるまちづくりを目指す。また、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じていつまでもスポーツを楽しむことができるように「市民一人1スポーツ」をスローガンとして掲げ、スポーツの力で人とまちの活性化と都市との交流を進めている。

文化芸術やスポーツを通して市内外の交流を促進し、関係人口の増加から地域活性化や定住へと結びつけるため、2019 年度に文化芸術とスポーツの所管を教育委員会から市長部局に移管し、文化芸術やスポーツと地域づくりを一体的に推進する体制を構築した。

・受け継がれる文化芸術の礎

わが国初の「世界連邦都市宣言」をしているほか、「未来へつなぐ文化のかおるまち推進事業」として京都市交響楽団や京都カルテットを誘致し、無料で一流の音楽に触れる機会を提供している。文化の継承としては、初代綾部藩主の九鬼氏によって伝えられた綾部踊り、綾部太鼓など各地域に伝わる太鼓が共演する「ドンドコ夏まつりなどがある。

・合唱のまち・綾部

2011年に開催された「国民文化祭」において、綾部市では「里山合唱フェスティバル」が開催され、全国から数多くの合唱団体が集い、熱演が繰り広げられた。これを一過性のものとせず「合唱のまち・綾部」を持続的に推進することとした。

・豊かな自然を活かしたスポーツによるまちづくり

「市民一人1スポーツ」の実現を目指して、自治会等対抗ソフトボール大会、市民駅伝大会など地域に根ざしたスポーツ大会のほか、サイクリング、カヌー、トレッキングなど、豊かな自然を活用したスポーツ観光の推進とともに、スポーツによるまちづくりに努めている。

5. 所 感

第85回全国都市問題会議に参加を申し込んだところ、青森県八戸市に宿泊できず、岩手県盛岡市となったことから紫波町を訪ねオガール紫波株式会社を視察した。岩手県中部に位置する紫波町は、税金に頼らないまちづくりで注目を集めている。人口3万3千人。JR紫波中央駅前の21.2ha(町有地含む)の整備を図るため、平成21年度から紫波中央駅前整備事業が始まり、これが「オガールプロジェクト」である。地元出身オガール社長の岡崎氏は、PPP(官民パートナーシップ)の手法を活用し、公共サービスを官民が連携して担う。補助金には依存せず、まちづくり会社が経営責任を負い、事業費も自ら調達して自治体の債務保証もない。行政の関与を薄め採算を意識した「身の丈」開発にこだわり、農産物直売所やホテル、図書館、バレーボール専用体育館、広場などを整備し、テナント収入で借金を返済しているところがとても素晴らしいと感じた。

第85回全国都市問題会議のテーマは、文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展である。多くの自治体は、新型コロナや非常に財政が厳しいことを理由に、このような事態のなかで、「文化芸術やスポーツは必要なのだろうか」という議論になりがちであり、これらは不要不急に位置付けられる場合が多い。

今回の基調講演、報告講演、パネルディスカッションで発表された都市は、すべて成功事例として、首長の想いが議会を動かし、アーティストを含めた文化芸術施設やスポーツ施設の関係者と共に共有され、文化芸術やスポーツの意義を住民に伝えるとともに、ソフト・ハード両面の環境整備に努めることが肝要である。さらに文化芸術・スポーツが生み出す「都市の魅力と発見」とは、まずもってその地域に住む人々がいつまでも暮らし続けたいと思ひ誇れるような都市をつくっていくための営みであり、更にそれが地域外の人々をも惹きつけることで、都市全体の持続的な発展へと結び付けていくことが重要と感じた。